

第3期太子町
子ども・子育て支援事業計画（案）

令和7年●月
大阪府太子町

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 国の主な制度等の改正の動向.....	4
3. 計画の位置付け.....	6
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定体制.....	8
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	9
1. 人口等の状況.....	11
2. ニーズ調査結果からみる現状.....	17
3. 第2期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績値.....	21
4. 第2期計画の振り返り.....	25
5. 太子町の子ども・子育て支援の課題.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
1. 基本理念	43
2. 基本的な視点.....	44
3. 基本目標	44
4. 施策体系	45
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	47
1. 児童人口の推計.....	49
2. 教育・保育提供区域の設定.....	49
3. 教育・保育等の量の見込みの考え方.....	50
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	54
5. 教育・保育の一体的提供と推進体制.....	56
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	57
第5章 次世代育成支援の展開.....	71
基本目標1 子どもが健やかに、心豊かに育つための支援.....	73
基本目標2 地域全体での子育て支援の推進.....	82
基本目標3 すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進.....	85
第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	93
1. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する基本的な考え方.....	95
2. こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組.....	95

第7章 計画の推進体制.....	99
1. 計画の推進体制.....	101
2. 計画の進捗管理.....	102
資料編.....	103
1. 太子町子ども・子育て会議条例.....	105
2. 太子町子ども・子育て会議規則.....	107
3. 太子町子ども・子育て会議委員名簿.....	108
4. 計画策定の経過.....	109

※「子ども」と「こども」、「子供」の表記については「子ども」に統一して表記していますが、法律名やその
 説明文等の関連する文章、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉サービス」等の単語や団体名等
 の固有名詞については、元の表記を使用しています

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化、核家族化や共働き世帯の増加等、家族や地域、就労等の子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

こうした状況へ対応し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。また、「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

その後、更なるこども政策の推進に向けて、令和4年に「こども家庭庁設置法」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。また、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

太子町では、『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち「太子」を基本理念として掲げ、幼稚園や保育園等の量の見込みや確保方策、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を反映させた「第2期太子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という。）を令和2年3月に策定しました。

今回、第2期計画の計画期間が終了することから、引き続き、地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、子どもや子育て家庭に妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、子どものより良い育ちや保護者としての成長を実現していけるよう、本町の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として「第3期太子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2. 国の主な制度等の改正の動向

■令和2年度

●少子化社会対策大綱（第4次）

若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備、結婚支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯の負担軽減等に取り組み、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

●新子育て安心プラン

地域の特性に応じた支援や魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用等を通じて、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿の整備に取り組み、できるだけ早い待機児童の解消と女性(25～44歳)の就業率の上昇への対応を目指す。

■令和3年度

●子供・若者育成支援推進大綱（第3次）

全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組んでいくもの。

●子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加
2. 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ
3. 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設
4. 児童手当法の一部改正

■令和4年度

●児童福祉法の一部を改正する法律

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備
5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上
7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等

●こども基本法

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する法律。

■令和5年度

●こども家庭庁

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくための司令塔として、令和5年4月1日に発足。

●こども大綱

常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現を使命とするもの。

●こども未来戦略

「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを基本理念として、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すもの。

●放課後児童対策パッケージ

「新・放課後子ども総合プラン」の目標の達成が困難な状況の中、放課後児童対策の一層の強化を図るためにこども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和5～6年度に集中的に取り組むべき対策をとりまとめたもの

■令和6年度

●育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

●子ども・子育て支援法等の一部改正する法律

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設
3. 子ども・子育て支援金制度の創設

●子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

1. 法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更
2. 目的や基本理念の充実（解消すべき「こどもの貧困」を具体化、現在及び将来の貧困を防ぐ、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの支援が切れ目なく行われること等）
3. 大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加
4. 大綱への関係者の意見反映の規定の新設
5. 民間の団体の活動の支援の規定の新設
6. 調査研究の充実や成果の活用推進の追加

3. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」としての内容も含みます。

なお、本計画はこども基本法及びこども大綱の考え方も踏まえた計画です。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

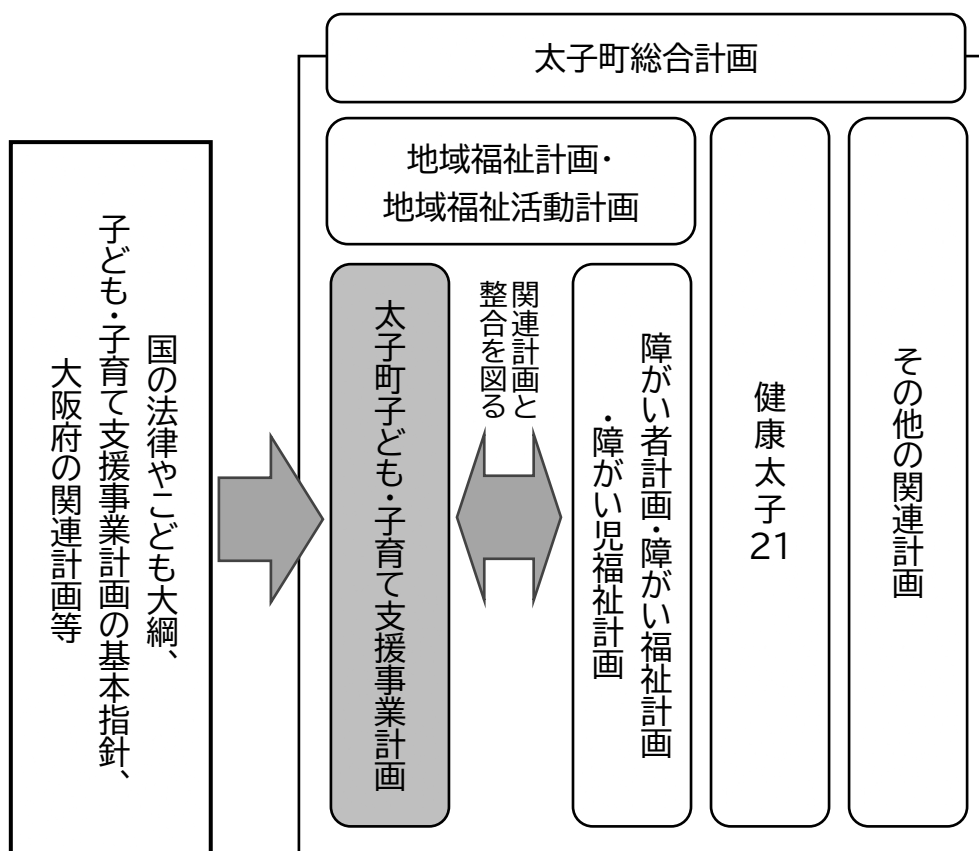
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）】

（都道府県計画等）

第10条

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



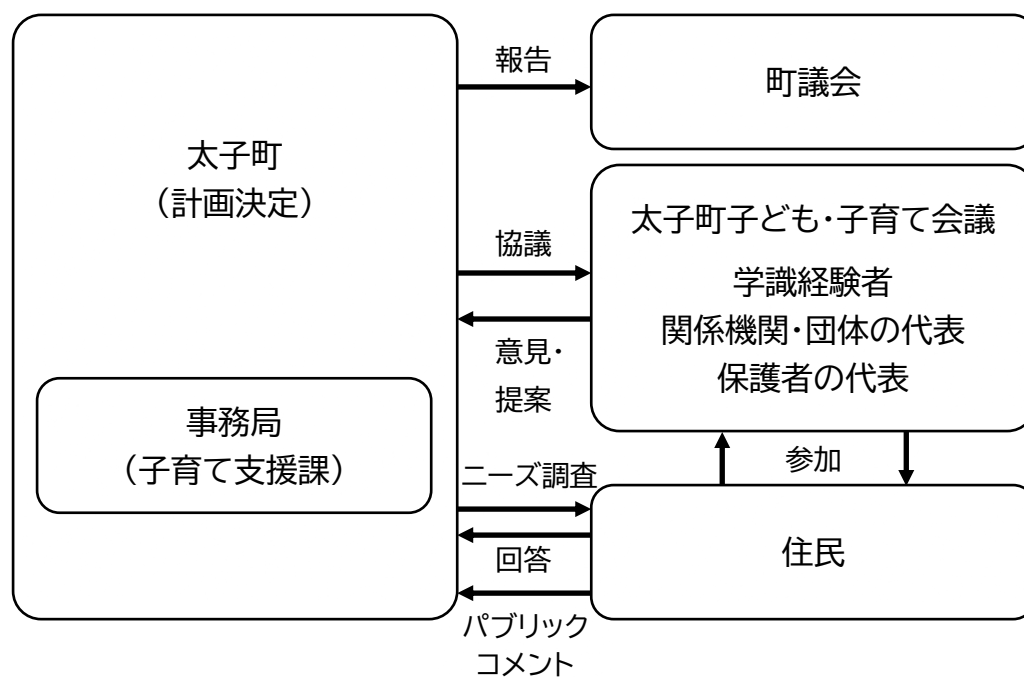
4. 計画の期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間として策定します。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期太子町子ども・子育て支援事業計画					次期計画
			見直し			

5. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、子育て中の保護者のニーズを把握するために町内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施するとともに、住民や学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等により構成する「太子町子ども・子育て会議」において計画内容等についての意見交換や協議を行いました。また、住民の意見を広く取り入れるために計画案に対するパブリックコメントを実施しました。



第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口等の状況

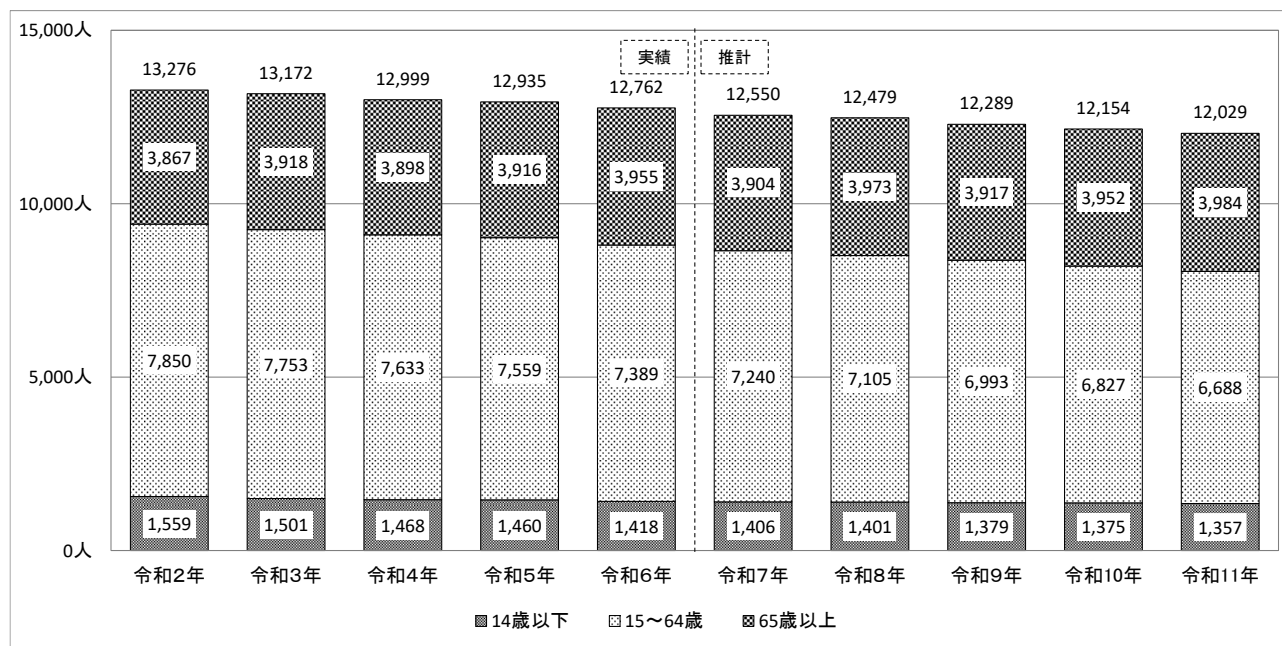
1. 人口の推移

総人口の推移をみると、ゆるやかな減少傾向となっており、今後も減少し続けていくことが見込まれています。令和6年は総人口が12,762人となっており、令和11年には12,029人と予想されています。年齢3区分別にみると、「65歳以上」は増減しつつ推移していますが、「14歳以下」と「15～64歳」は減少し続けています。

人口構成割合の推移をみると、「14歳以下」は増減しつつ11%強で推移しています。また、「15～64歳」は減少しているのに対して、「65歳以上」は増加しています。

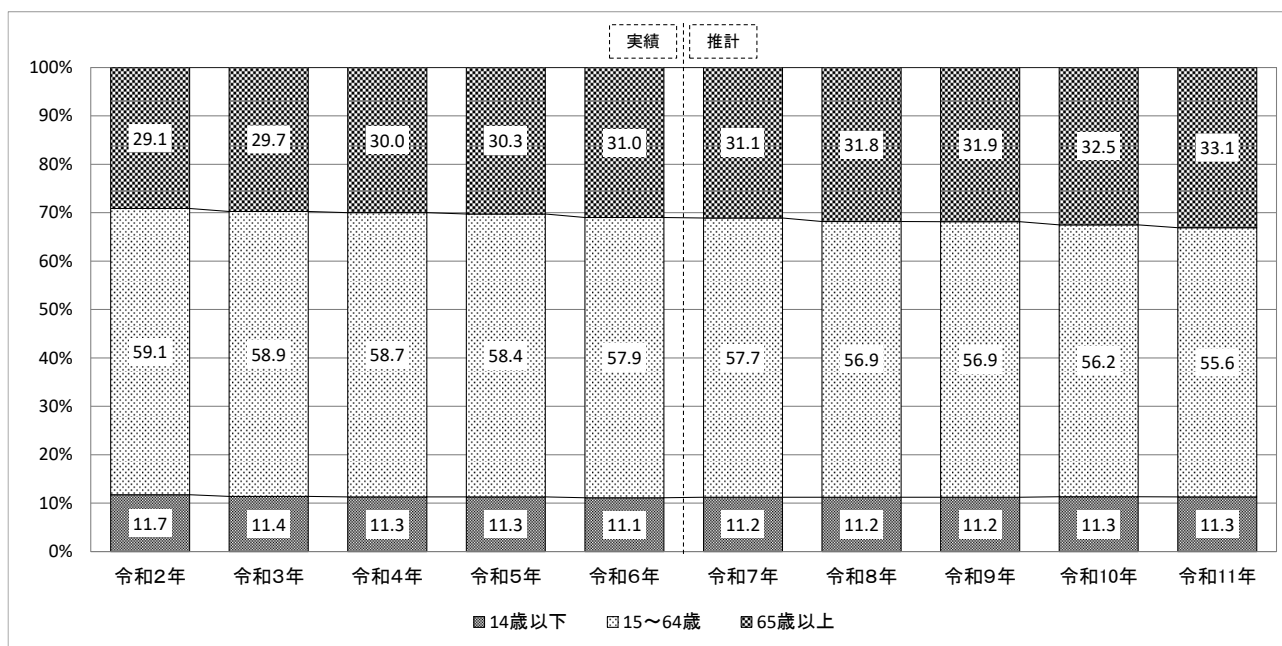
0～5歳の人口の推移をみると、令和2年から令和4年にかけては減少していましたが、令和4年以降は横ばいに近い推移となっており、令和7年以降もおおむね横ばいの推移を見込んでいます。

■ 年齢3区分別の総人口の推移

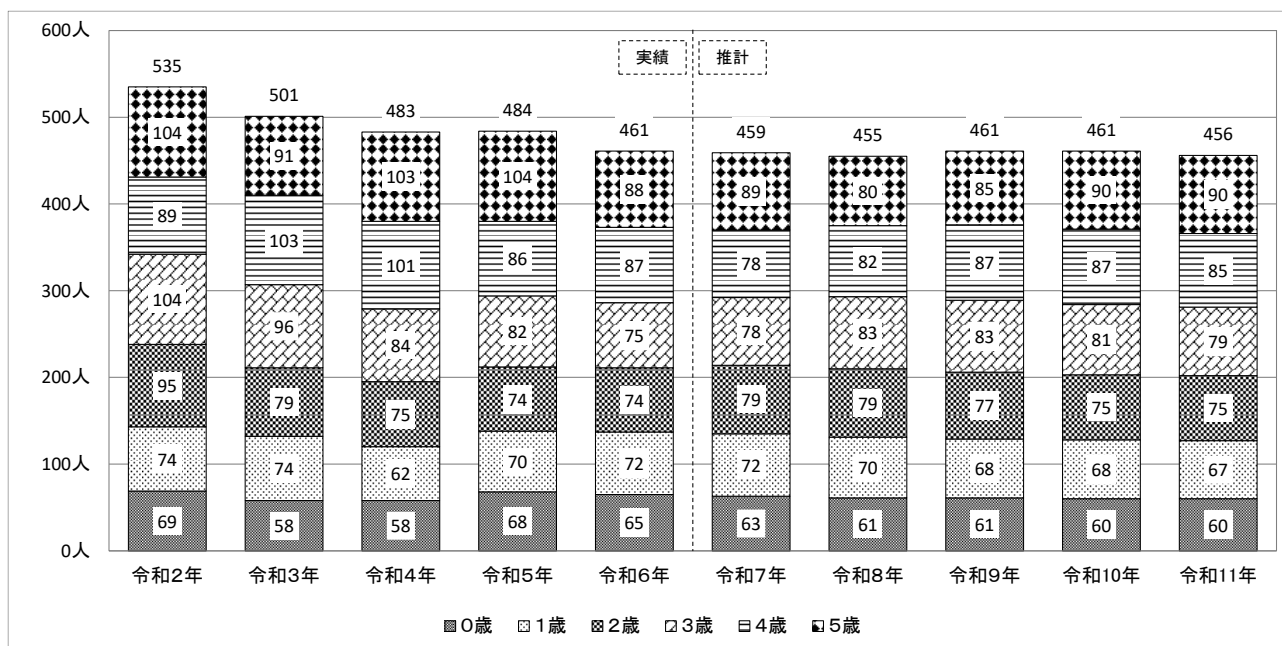


※令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

■ 年齢3区分別の人口構成割合の推移



■ 0～5歳の人口の推移



※上記2つのグラフは令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

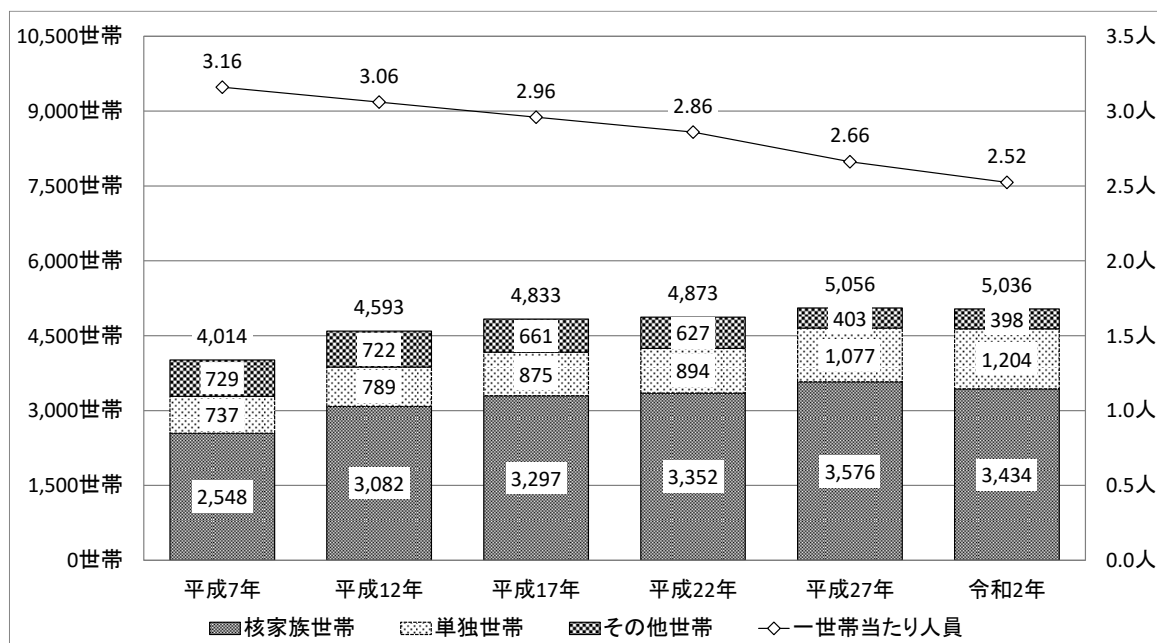
2. 一般世帯数等の推移

一般世帯の推移をみると、総数は平成27年までは増加傾向で推移していましたが、平成27年から令和2年にかけてはわずかに減少しており、令和2年は5,036世帯となっています。世帯構成をみると、「核家族世帯」は総数と同様に平成27年まで増加し、その後令和2年にかけて減少しています。「単独世帯」は増加傾向のまま推移しています。また、「一世帯当たり人員」は平成7年以降減少し続けており、令和2年には2.52人となっています。

母子・父子世帯の推移をみると、「母子世帯」と「父子世帯」とともに平成27年までは増加傾向で推移していましたが、平成27年から令和2年にかけてはともに減少しており、令和2年は「母子世帯」が95世帯、「父子世帯」が11世帯となっています。

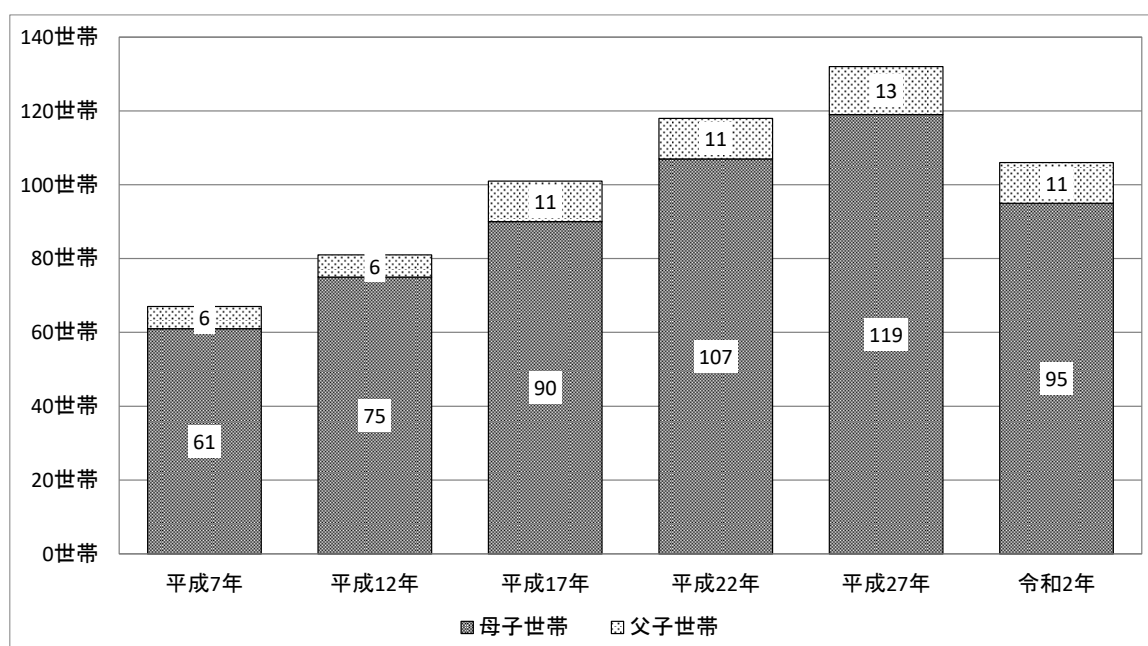
子どものいる一般世帯等の推移をみると、「子どものいる一般世帯」は平成12年以降減少し続けており、令和2年は1,866世帯となっています。「そのうちの共働き世帯」は増減しつつおおむね横ばいで推移しており、令和2年は1,019世帯となっています。そのため、「共働き世帯の占める割合」は年々増加しており、令和2年は54.6%となっています。

■一般世帯と世帯構成の推移

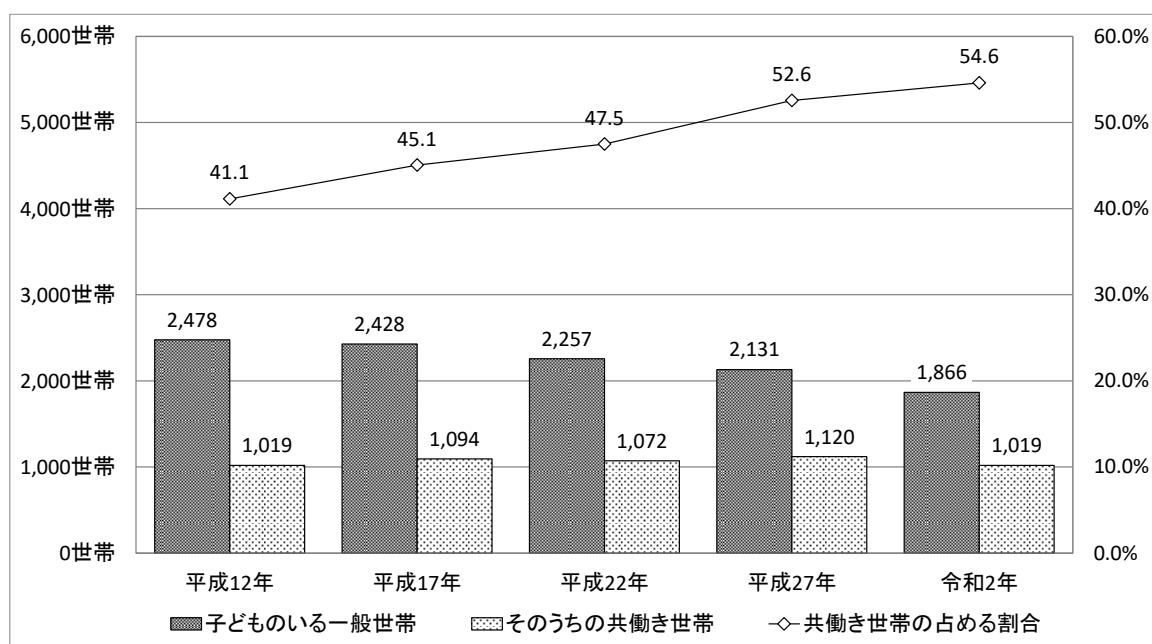


※国勢調査より

■母子・父子世帯の推移



■子どものいる一般世帯と共働き世帯の推移



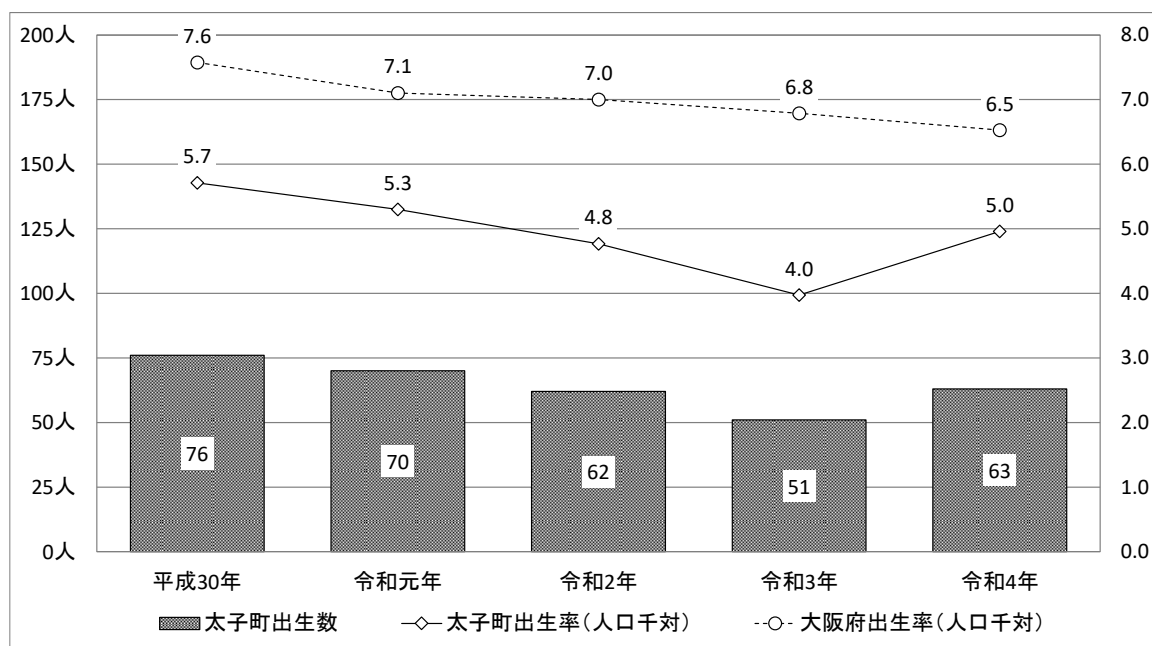
※上記2つのグラフは国勢調査より

3. 出生数等の推移

出生数の推移をみると、「太子町出生数」は令和3年までは減少傾向で推移していましたが、令和3年から令和4年にかけて増加しており、令和4年は63人となっています。また、令和4年の「太子町出生率（人口千対）」は5.0となっており、「大阪府出生率（人口千対）」の6.5を下回っています。

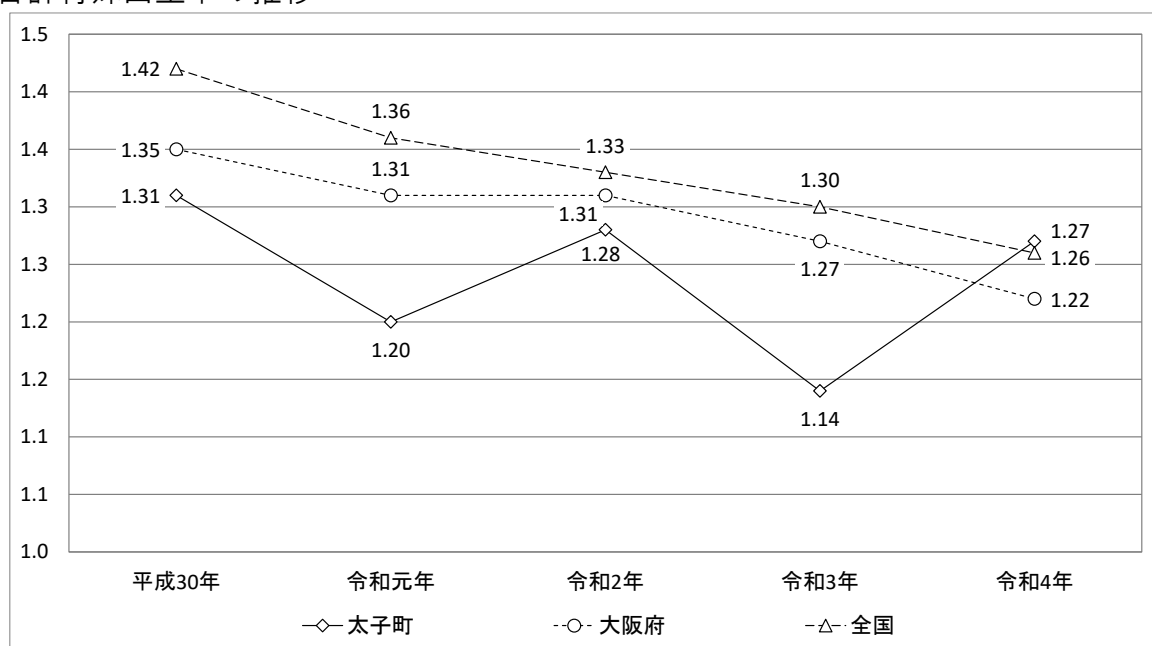
合計特殊出生率の推移をみると、「太子町」は増減しつつの推移となっており、令和4年は1.27と「大阪府」と「全国」をわずかに上回っています。

■出生数の推移



※大阪府 人口動態総覧より

■合計特殊出生率の推移



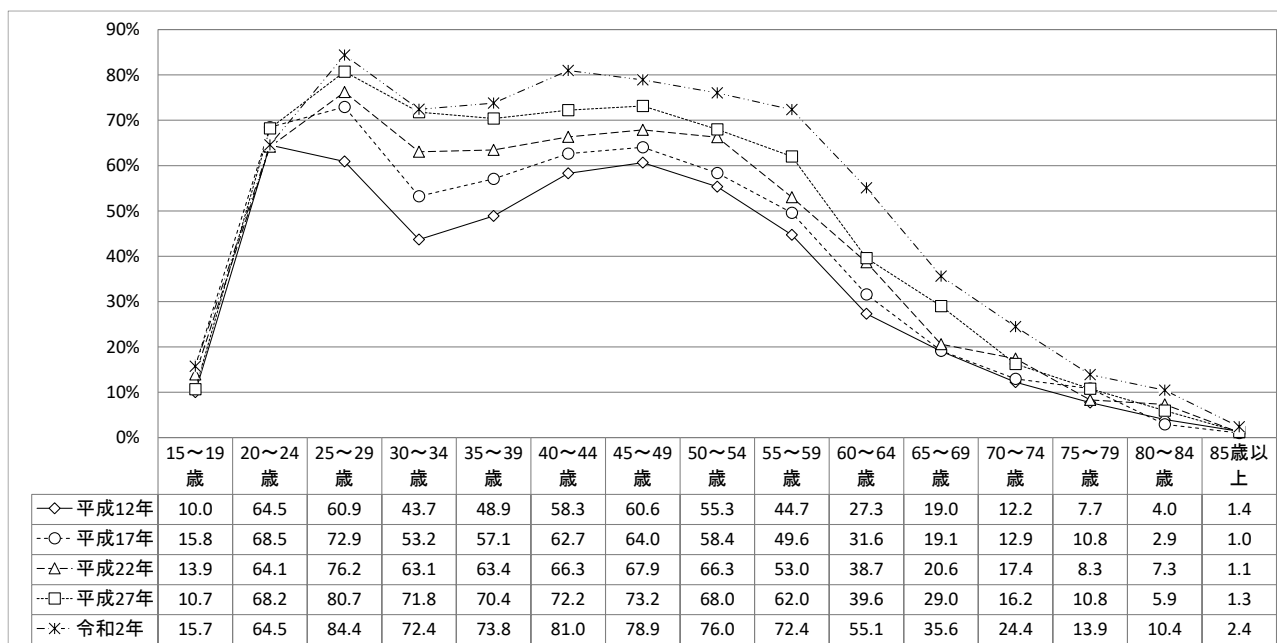
※厚生労働省 人口動態統計より

4. 女性の労働力率の推移

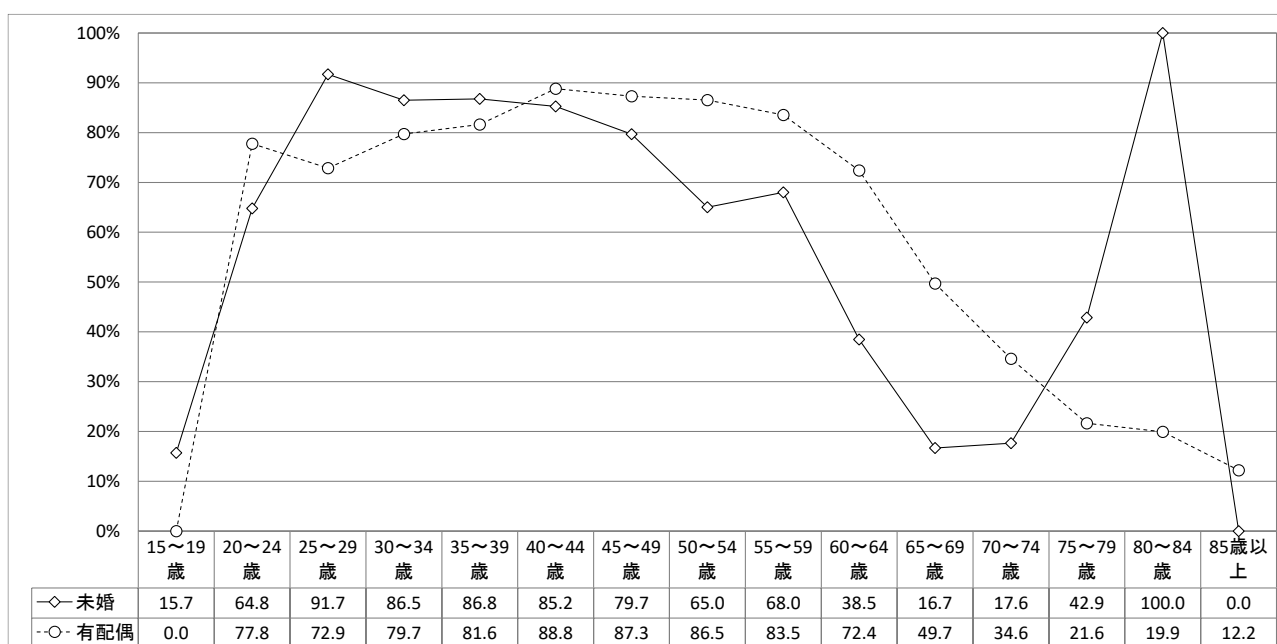
女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、全体的な労働力率が年々増加しており、就労している女性が増加している状況です。特に、「25～29歳」から「35～39歳」までの落ち込みが少なくなっており、「25～29歳」から「55～59歳」までの労働力率が70%を超えています。

令和2年の女性の未婚・有配偶別の労働力率をみると、「25～29歳」から「35～39歳」までは“未婚”の労働力率が高くなっていますが、「40～44歳」から「70～74歳」までは“有配偶”の労働力率が高くなっています。

■女性の5歳階級別労働力率の推移



■女性の未婚・有配偶別の労働力率（令和2年）



※上記2つのグラフは国勢調査より

2. ニーズ調査結果からみる現状

■ニーズ調査の概要

	就学前児童保護者	小学生児童保護者
調査対象	町内在住の 就学前児童保護者	町内在住の 小学生児童保護者
調査方法	インターネット調査	
調査期間	令和6年2～3月	
配布数	534票	506票
回収数(有効回収率)	199票(37.3%)	165票(32.6%)

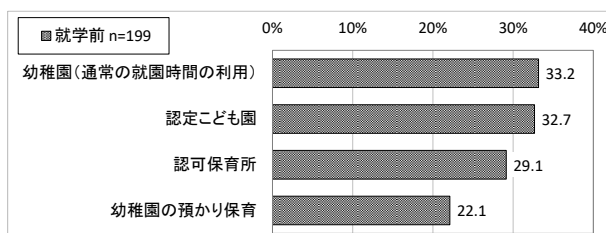
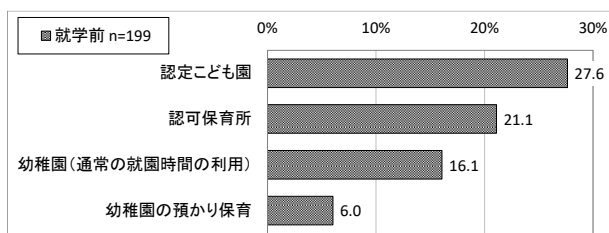
■就学前児童の定期的な教育・保育の利用について

平日に定期的にご利用している教育・保育事業は「認定こども園」が3割弱、「認可保育所」が2割強、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が1割台半ばとなっており、平日に今後定期的にご利用したい教育・保育事業は「幼稚園（通常の就園時間の利用）」と「認定こども園」、「認可保育所」がそれぞれ3割前後となっています。一方、教育・保育事業を利用できていない・していない理由は「保護者がみている」が4割台半ばとなっています。

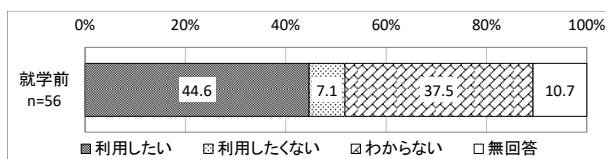
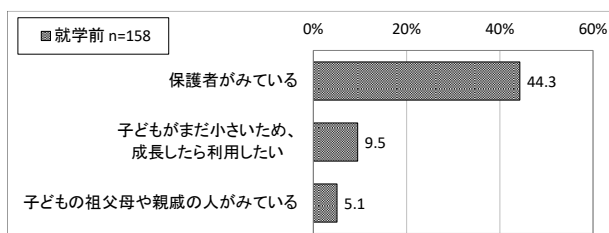
こども誰でも通園制度の利用意向は、「利用したい」が4割台半ばとなっていますが、「わからない」も3割台半ばとなっています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用意向はそれぞれの事業ごとに3割前後みられることから、適切な提供体制を確保していくことが求められます。また、こども誰でも通園制度の利用希望は4割台半ばとなっているため、制度実施に向けた環境整備に取り組むことも求められます。

【定期的に利用している教育・保育事業(抜粋)】 【今後定期的にご利用したい教育・保育事業(平日:抜粋)】



【教育・保育事業を利用できていない・していない理由(抜粋)】 【こども誰でも通園制度の利用意向】



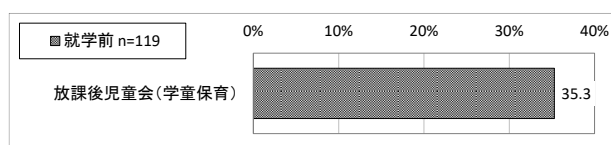
■放課後児童会について

3歳以上の就学前児童保護者の放課後児童会の利用希望は3割台半ばとなっており、小学生で放課後児童会を「利用している」人は2割台半ばとなっています。

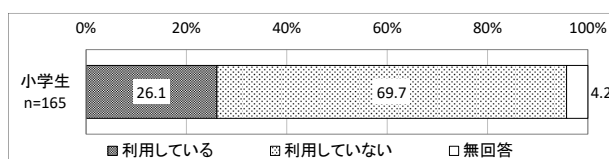
小学生の放課後児童会利用者が放課後児童会に希望することは、「施設や設備を改善する」と「指導内容を工夫する」がそれぞれ約3割となっており、「夕方の利用時間を延長する」と「朝の利用時間を延長する」はそれぞれ1割台半ばとなっています。

放課後児童会の利用者は決して多くはありませんが、保護者の就労状況や就労意向に合わせた利用を支援することで、子ども健全育成及び保護者の就労支援につながると考えられます。

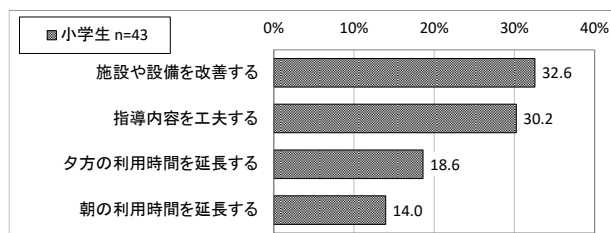
【3歳以上の放課後児童会の利用希望】



【小学生の放課後児童会の利用状況】



【放課後児童会に希望すること(抜粋)】



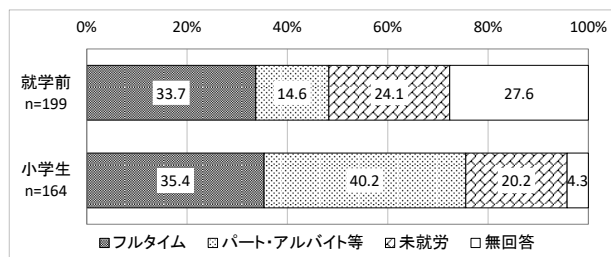
■仕事と家庭の両立について

就労している母親は、就学前で5割弱、小学生で7割台半ばとなっています。そうした中で、子どもと過ごす時間の満足度をみると、満足している保護者は、就学前母親は5割弱、父親は3割弱となっています。小学生母親は約6割、父親は3割台半ばとなっています。

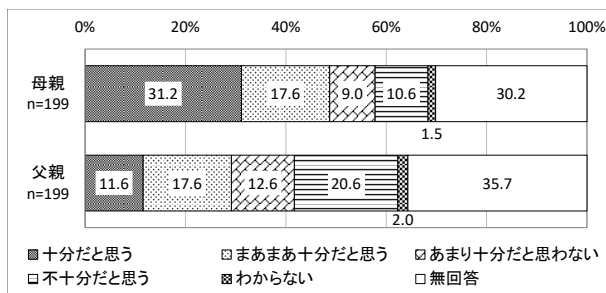
仕事と子育てを両立させる上での課題では、就学前と小学生ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が最も多くなっており、「残業や出張が入ること」と「子どもと接する時間が少ないこと」もやや多くなっています。

就労している母親が多くなっており、仕事と子育ての両立に課題を感じている人が一定数みられることから、ワーク・ライフ・バランスの実現につながるような支援の充実に努めることが求められます。

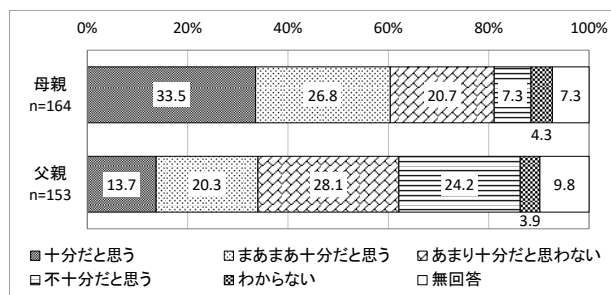
【母親の就労状況(一部合算)】



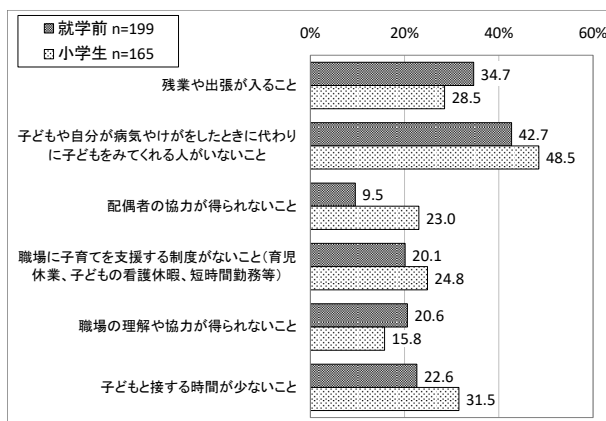
【子どもと過ごす時間の満足度(就学前:平日)】



【子どもと過ごす時間の満足度(小学生)】



【仕事と子育てを両立させる上での課題(抜粋)】



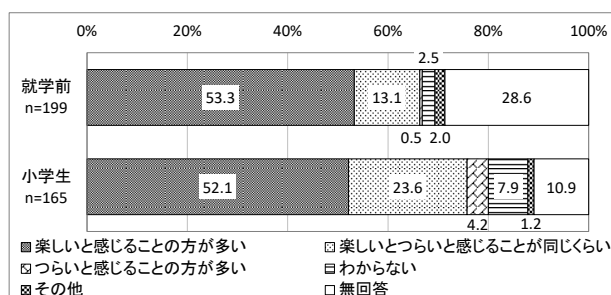
■子育てに対する意識について

子育てに対する意識は「楽しいと感じることの方が多い」が就学前と小学生ともに5割強となっています。その一方で、「楽しいとつらいと感じることが同じくらい」は就学前で1割強、小学生で2割強となっています。また、子育てに有効・必要と考える支援は、就学前では「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談等)」が最も多く、小学生では「子どもの教育環境」や「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が多くあげられています。

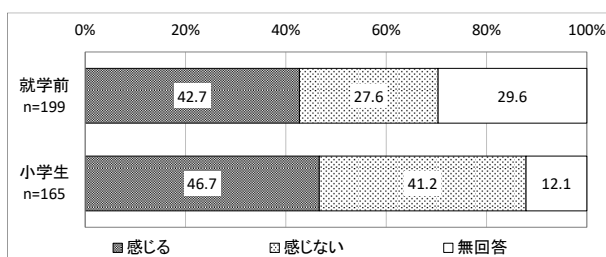
子育てが地域の人に支えられていると「感じる」人は就学前と小学生ともに4割台となっていますが、「感じない」人は就学前が2割台半ばとなっているのに対して、小学生では4割強となっています。

子育ては楽しいと感じている方が多くを占めていますが、つらさを感じている方も2割前後を占めているため、有効・必要とされている支援策の充実や環境整備等により、子育てのつらさの解消を図ることが重要です。また、地域において子育てへの理解や支え合う意識の醸成に努めることも大切です。

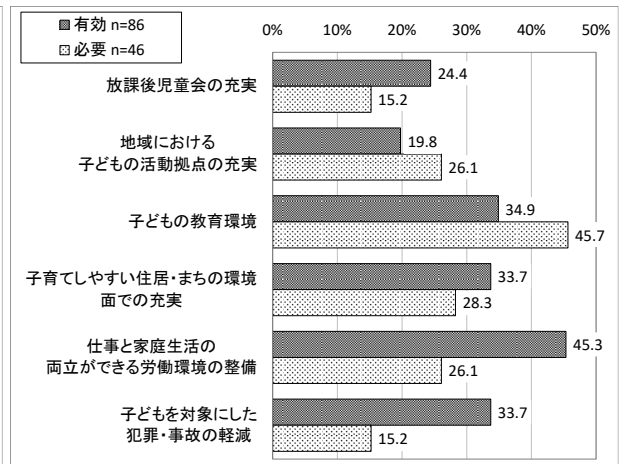
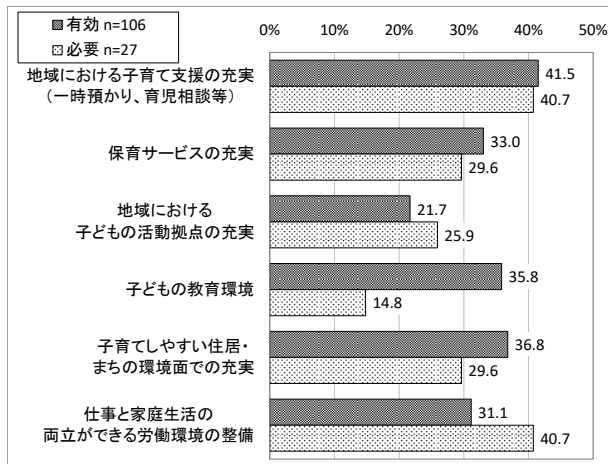
【子育てに対する意識】



【子育てが地域の人に支えられていると感じるか】



【子育てに有効・必要と考える支援(就学前:抜粋)】 【子育てに有効・必要と考える支援(小学生:抜粋)】



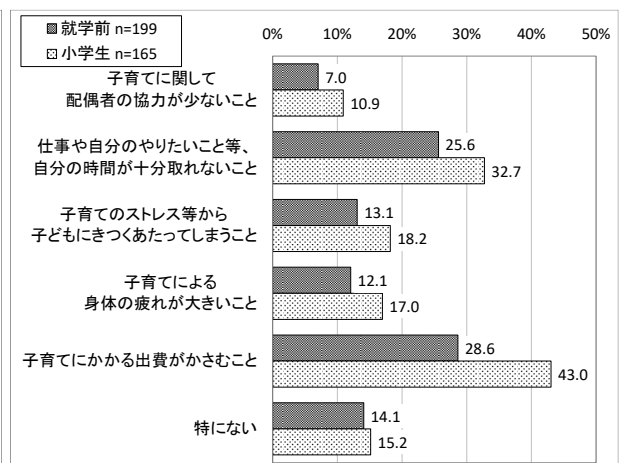
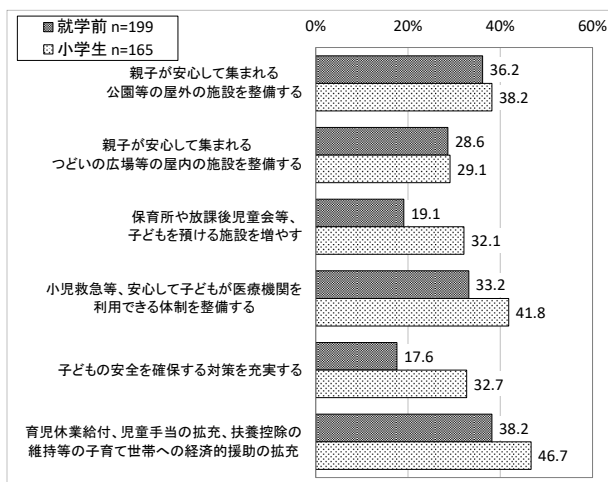
■経済的な支援ニーズについて

町に充実してほしい子育て支援サービスでは、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持等の子育て世帯への経済的援助の拡充」が多くあげられています。また、自身に関して日常悩んでいることでも、「子育てにかかる出費がかさむこと」が多くあげられていることから、経済的な支援へのニーズが高まっていると考えられます。

■子どもの遊び場・居場所づくりについて

また、その他に希望する子育て支援サービスとして、親子が安心して集まれる屋内外の施設の整備を求める声もあげられており、近年は家や学校以外の子どもの居場所づくりの重要性も高まってきていることから、今後に向けて子どもの遊び場・居場所づくりの検討を進めていく必要があると考えられます。

【町に充実してほしい子育て支援サービス(抜粋)】 【自身に関して日常悩んでいること(抜粋)】



3. 第2期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績値

教育・保育事業の実績値についてみると、1号認定はニーズ量を下回っていますが、2号認定（教育希望）はニーズ量を大きく上回っています。2号認定と3号認定の1・2歳はすべてニーズ量を下回っています。

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認定こども園 及び幼稚園 (1号認定) (人)	ニーズ量	1号認定	106	101	98	95	91
		2号認定 (教育希望)	25	25	24	23	22
	確保方策		250	250	250	250	250
	実績値	1号認定	97	97	86	80	66
		2号認定 (教育希望)	76	62	77	83	75
認定こども園及び 保育所(2号認定) (人)		ニーズ量	137	132	127	124	118
		確保方策	180	180	180	180	180
		実績値	104	116	106	95	90
認定こども園 及び保育所、 地域型保育 (3号認定) (人)	0歳	ニーズ量	24	22	21	21	20
		確保方策	40	40	40	40	40
		実績値	13	8	13	11	9
	1・2歳	ニーズ量	102	96	93	89	85
		確保方策	110	110	110	110	110
		実績値	99	88	77	81	79

※令和6年度の値は見込みです

※3号認定の0歳に関しては実際の確保方策が計画値を下回っています。

地域子ども・子育て支援事業の実績値についてみると、多くの事業でニーズ量と確保方策を下回る状況となっていますが、子育て短期支援事業（ショートステイ）はここ数年の利用者増加が目立っており、確保方策を上回っています。また、妊婦健康診査事業と養育支援訪問事業もニーズ量と確保方策を上回る年度が多くみられました。一方、地域子育て支援拠点事業や病児・病後児保育事業はニーズ量を下回っていますが、徐々に利用者が増加してきています。

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
■時間外保育事業							
ニーズ量(人)			160	153	147	142	136
確保方策	人数(人)		160	153	147	142	136
	施設数(か所)		3	3	3	3	3
実績値	人数(人)		125	136	129	108	106
	施設数(か所)		3	3	3	3	3
■放課後児童健全育成事業							
ニーズ量	1年生(人)		46	45	45	44	44
	2年生(人)		58	57	55	55	53
	3年生(人)		32	32	31	30	30
	4年生(人)		26	26	26	25	25
	5年生(人)		7	7	7	7	7
	6年生(人)		7	7	6	6	6
	合計(人)		176	174	170	167	165
確保方策	人数(人)		176	174	170	167	165
	施設数(か所)		2	2	2	2	2
実績値	1年生(人)		47	49	46	49	49
	2年生(人)		43	45	43	42	42
	3年生(人)		37	35	40	34	32
	4年生(人)		26	16	19	20	20
	5年生(人)		15	8	5	10	11
	6年生(人)		0	5	2	3	8
	合計(人)		168	158	155	158	162
	施設数(か所)		2	2	2	2	2
■子育て短期支援事業(ショートステイ)							
ニーズ量(人日)			5	5	5	5	5
確保方策	延べ人数(人日)		5	5	5	5	5
	施設数(か所)		4	4	4	4	4
実績値	延べ人数(人日)		0	6	14	25	45

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
■子育て短期支援事業(トワイライトステイ)						
ニーズ量(人日)		4	4	4	4	4
確保方策	延べ人数(人日)	4	4	4	4	4
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
実績値	延べ人数(人日)	0	0	0	0	2
■地域子育て支援拠点事業						
ニーズ量(人回)		363	360	353	346	340
確保方策(か所)		2	2	2	2	2
実績値	延べ回数(人回)	284	221	211	329	340
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
■一時預かり事業(幼稚園型)						
ニーズ量(人日)		16,715	16,548	16,218	15,894	15,577
確保方策	延べ人数(人日)	16,715	16,548	16,218	15,894	15,577
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
実績値	延べ人数(人日)	12,614	12,956	12,172	11,116	12,000
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
■病児・病後児保育事業(体調不良時対応型)						
ニーズ量(人日)		420	401	388	374	357
確保方策	延べ人数(人日)	420	401	388	374	357
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
実績値	延べ人数(人日)	56	91	111	147	160
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
■利用者支援事業(母子保健型)						
ニーズ量(か所)		1	1	1	1	1
確保方策(か所)		1	1	1	1	1
実績値	人数(人)	818	694	655	656	660
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
■妊婦健康診査事業						
ニーズ量(人)		78	74	71	68	65
確保方策(人)		78	74	71	68	65
実績値(人)		88	63	100	88	80
■乳児家庭全戸訪問事業						
ニーズ量(人)		78	74	71	68	65
確保方策(人)		78	74	71	68	65
実績値(人)		50	56	69	59	62

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
■養育支援訪問事業					
ニーズ量(人)	15	15	15	15	15
確保方策(人)	15	15	15	15	15
実績値(人)	33	29	45	35	35
■実費徴収に伴う補足給付事業					
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
実績値(人)	2	1	0	1	1

※令和6年度の値は見込みです

4. 第2期計画の振り返り

基本目標1 子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○子育て世代包括支援センターでは、就学前児童に関する相談や連携体制について、いきいき健康課と確立することができており、切れ目のない支援を実施した	■就学に向けて、教育委員会や学校と綿密な連携が必要。こども家庭センターの設置による切れ目のない支援を行う組織づくりや体制づくりが必要
○母子健康手帳交付時の面談を初回に、その後も各時期で切れ目なく関わり、密な支援を行った	■現在面談時に配布している資料は紙媒体であるが、今後、LINEや母子手帳アプリ等の電子媒体を利用した情報提供も必要
○特定不妊治療費の助成事業では、体外受精や顕微授精等の高額な治療に対し、大阪府の補助金及び太子町の補助金を助成し、経済的負担の軽減を図った	■不妊治療については、一部医療保険適用となっており、大阪府及び太子町の補助金は廃止となった ■不育症の検査の助成については、府が現在実施しているが、治療中の助成については、実施を検討していく
○妊婦健康診査・産婦健康診査受診券の交付により、妊産婦の健康管理、未受診の防止、経済的負担の軽減を図った	■受診内容や受診先によっては妊婦健診費用が受診券を上回り、実費負担が発生することがある ■里帰り等、他府県で受診される場合は助成金として対応しており、今後も柔軟な対応が必要
○妊婦歯科健診受診券により、歯科受診勧奨や経済的負担の軽減を図った	■受診者数を増やす取組が必要
○妊婦訪問指導として妊娠中に訪問することで、対象者と支援者間の信頼関係構築が成され、出産後の継続した関わりにつながった	■就労している妊婦が多く、支援が必要な家庭で訪問につながらなかったケースがあった
○プレママ・パパ教室は、仲間づくり、出産・子育てに向けての準備の機会となった。個別教室のニーズも高く、集団が苦手な参加者や用事で都合がつかない参加者に柔軟に対応することで、保健センターとの関係づくりにもつながった	■Part1と Part2の1クール2回の教室となっており、Part2の教室は平日開催のため参加者が少ないので、開催方法等の検討が必要
○SUNSUNルームでは、親子ともにリラックスした空間で面談を行うことができた。また、キッズスペースの設置により兄弟児がいる家庭も利用しやすくなった	■妊娠届出面談等でSUNSUNルームを使用しているが、自由に気軽に利用できることを周知していくことが必要

基本目標1

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○SUNSUNほっとママさぼーとして、出産間近で出産や育児の不安が具体化してくる時期に助産師による電話相談等を行うことで、妊婦の思いに寄り添い不安解消につながった	■電話だけでなく、必要に応じて訪問等を行うことが必要
○産後あんしんケアさぼーとを利用した産婦の満足度は高く、心身のケアにつながった	■兄弟児も一緒に泊まれる施設がなく、2人目以降出産の産婦は利用しづらい状況である
○ファーストベビー講座は1人目を育てる母親同士で知り合える機会となり、参加者の満足度は高く、講座終了後の継続した交流にもつながった	■父親の参加問い合わせが多くあるので、父親を対象とした講座やファーストベビー講座の在り方について検討が必要
○乳幼児健康診査・歯科健康診査は、児の成長を一緒に確認し、育児の不安や心配事を相談できる場となっている	■4か月児健診、1歳6か月児健診ともに100%の受診率を達成できており、3歳6か月児健診も目標の95%の受診率及び全数の現況把握は行っている。今後も健診の受診しやすい環境づくりに努めていく
○子育て相談では、保健師・保育士等の専門職が相談対応することにより、育児負担・不安の軽減につながった	■積極的に相談できる人だけでなく、なかなか話がしづらい人もいるので、気軽に話ができるよう、スタッフも積極的に声かけをしていくことが必要
○就学相談・教育相談では、PR動画を作成したことで就学相談業務の効率化と相談者の理解が深まった	■相談件数が増加しており、時間と人員が不足している
○食に関して管理栄養士が積極的に声かけをすることで相談につながりやすく、高い評価を得られた	■無関心層は相談につながりにくい
○食育に関して、「食」をテーマとした住民主体のプロジェクト等を実施でき、高い評価を得られた	■コロナ禍での食育事業実施は難しかったが、徐々に事業が復活し、再開できた ■1回ごとの事業参加者数に限界がある
○こころほぐしの会では子育てに関する相談等を実施し、相談者からの高い評価を得られた	■年間6回の決められた日しか実施していないため、日程が合わない人はなかなか利用できない
○すくすく健診は発育発達の状況を確認する機会となっている	■紹介先の医療機関が、2～3か月待ちとなっているため、早期受診ができない
○すくすく相談は発達相談を充実させることで、親の不安解消や早期療育につながれた	■年々、相談件数が増えており、早期療育の理解も進んできているが、今後も相談件数は増加する可能性が高く、心理士の人員や相談体制等を整えていく必要がある
○赤ちゃん会は、発育発達の確認や参加者同士の交流、子育て情報・必要な知識の普及等、参加するメリットが多く、継続利用する人が多くなっているため満足度が高いと考えられる	■新規参加者が少ないので、新規参加者を取り込むための事業内容や周知方法等の工夫が必要。現在、公式LINEや広報で周知を行っており、その他の周知方法については検討していく

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○おひさま広場は地域で気軽に参加できる子育て広場となっており、参加してもらうことで親の育児負担の軽減につながった。また、保育士に相談することで、不安解消等につながるケースがあった	■保育士の人数等により週1回の実施に留まっている ■場所が狭く、幼児が走り回るため、乳児が参加しにくい ■新規の参加者が少ない
○すこやかホール開放により、親の育児負担の軽減や保育士への相談による不安解消等につながるケースがあった。また、イベントを実施することで新しく参加する親子もあった	■イベントによっては母子分離が必要なものがあり、人数制限されるために多くの親子に利用してもらうことが難しい。今後は、子育てボランティアの活用等を検討し、できるだけ多くの親子が参加できるよう企画する
○子育て応援プログラム「ふわり」に参加している母親の、自己肯定感の向上や不適切な関わりの軽減につながった	■参加人数によっては一般参加枠が少なくなるので、一般の参加ニーズが高まった際は、参加枠を別で設ける等の検討が必要
○地域子育て支援センター事業ひなたぼっこは、保育園や幼稚園入園前の子ども達が安心して遊ぶ場となっており、保護者も育児に対する不安について気軽に相談できる場となっている	■新型コロナウイルス感染症が5類に移行して以降、利用者数は戻ってきたものの、スペースが狭いという意見がある ■土曜日開設のニーズがあるが、人材確保等が課題
○こんぺいとう広場は、親子が今後利用する可能性のある園の広場に参加することで、今後の園生活についてスムーズにつながる機会となった	■園によって参加者数に違いがあり、スタンプラリーを行い新規者開拓につなげているがその効果は薄い。地域で事業が重ならないよう継続して対応していく必要がある
○子育て応援イベントは、父親が家でできる親子遊びを学んだり、父親同士で交流できる場になっている	■パパの会を発足したが、自然消滅にならないよう、イベントでのPR等の支援が必要 ■町には親子で利用できる施設がないため、親子が参加できるイベントについてはこれから検討していくことが必要
○うさちゃん教室では、親が子どもの発達について理解を深めるとともに、子どもへの関わり方や今後の方針等の相談・支援につながった。子どもは様々な遊びを経験し発達支援につながった	■保育園に入園する子どもが多くなっており在宅児は少ないものの、療育支援の必要な親子が増えており、スタッフの療育支援のスキル向上と専門職同士の連携がより重要になる
○くまさん教室では、母子分離することで、子どもは園生活の準備として発達支援の機会となり、母親はグループワークやふわりを継続することで育児負担や不安の解消につながった	■ペアトレ・ペアプロの要素を取り入れてグループワークを実施しているが、体調不良等で休むケースもあり、その都度の対応が難しい ■療育支援の必要な親子が増加している
○未熟児訪問指導では、助産師や保健師が訪問して密に関わることで、低出生体重児の継続した見守りや保護者の心身のケア等の支援につながった	■早期から病院との連携が必要であり、今後も連携強化を図ることが必要

基本目標1

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○新生児訪問指導では、新生児期に訪問することで、児の発育状況や保護者の心身の状況を早期に把握できた	■訪問にて産後うつリスクが高い保護者や育児不安が高い保護者を把握しても、産後ケアやヘルパー等の支援につなげられない家庭がある
○乳幼児訪問指導では、母親の相談に応じて保健師・管理栄養士等の専門職が訪問し、母親の困りごとの解消を図ることで、その後の継続的な支援にもつながった	■訪問につながらない場合は、電話や健診等の機会を利用して支援を行っている
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)では、コロナ禍においては保健センターで実施する等により、全世帯訪問を行った	■専門職だけではなく、住民やヘルパー等の多職種での見守り体制が必要
○養育支援訪問事業は、対象者の育児負担の軽減につながる等、虐待予防としての効果があると考えられる	■ヘルパー支援は、利用可能時間や回数の制限があり、利用しにくさがあった ■今後は子育て世帯訪問支援事業へ移行することで、時間や回数等、保護者のニーズに添った対応をしていく必要がある
○たいしくんスマイル事業によって、家族で健康づくりに取り組む人が増えた	■子どもが成長しても継続して健康づくりに取り組み、本事業に参加してもらえる手立てが必要
○事故予防啓発では講話等を実施し、乳幼児期に起こりやすい事故について理解してもらうことができた	
○予防接種では、定期接種だけでなくコロナワクチン特例臨時接種での集団接種を医師会及び4市町村と協力して実施した	■令和6年度からは、新型コロナワクチンの予防接種が定期予防接種化(B類)された
○助産施設について、対象者に制度の案内を行った	
○休日診療所の開設については、近隣市町村や3師会との連携強化を図った	■新型の感染症や災害発生時の医療体制の整備を図ることが必要
○小児急病診療体制として、休日、夜間・早朝、準夜帯の急病診療体制の確保を図った	■同一圏域内や近隣圏域でも、平日夜間の診療体制が少ない地域があり、圏域内の他の地域にある小児科医療機関に負担がかかっている
○南河内二次救急医療圏における二次救急医療体制として、初期救急医療体制の確保を図った	■二次救急受け入れ病院が重傷者への適切な医療の確保ができるよう、初期救急医療体制の整備を継続していく
○初期救急医療体制については、医療機関と消防署と連携を図りながら体制の確保を図った	■専門の医師が不在であったり、かかりつけの病院を希望される等、救急患者受け入れが難しいことがある

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○子ども医療費助成制度として医療費の一部を助成し、対象者及びその家族の身体的、精神的負担を軽減し、健全な生活を確保することができた	■今後も継続的に事業を実施していくことが必要
○未熟児養育医療給付では入院治療における医療費を助成し、対象者及びその家族の身体的、精神的負担の軽減を図った	■今後も継続的に事業を実施していくことが必要
○児童手当を支給し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長につながった	
○多子世帯等保育料補助事業では国の基準を拡大して保育料の補助を実施し、多子世帯の経済的負担の軽減を図った	■今後、0～2歳の保育料完全無償化を実現するための財源確保等が課題
○副食費補助事業では補助金を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図った	■町外の保育園等に通っている児童は副食費が補助額を超える場合があるため、差額分は保護者負担となっている
○入学祝品贈呈事業では小中学校入学時に図書ネットギフトを贈呈しており、保護者の経済的負担の軽減を図った	
○福祉教育及び福祉体験学習の推進として、コロナ前と同様の水準で福祉施設での職業体験学習等を実施した	
	■親子体操教室は参加者数の減少により事業を実施できなかった
○夏休み親子映画会や子どもの人権を守る部会コンサートを開催し、子どもの人権について考える機会を創出した	■子どもの人権についての啓発方法が課題
○学校開放事業により校庭や体育館を登録スポーツクラブに開放し、子ども達のスポーツ活動の振興を図った	
○おはなしひろばでは絵本の読み聞かせ会の開催等により子ども達の本への興味・関心を引き出し、子どもの読書活動を推進した	■活動の周知や幼少期の読み聞かせの大切さ等の啓発が十分でない
○図書館の整備、充実の推進として、子ども達が楽しみながら本と触れ合うことができる教室等を開催し、図書館の利用促進を図った	■本に興味のない子どもや親への図書館利用及び読書活動の促進が必要
○特色ある学校づくり推進事業として、各学校園において、それぞれの特色を生かした活動を実施した	

基本目標1

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○教職員人権研修の充実では、教職員研修により「子どもを主語に」を共通の標語として、子どもの人権を大切にした教育活動を普及した	
○幼稚園・保育所・小学校の連携では、幼保交流を定期的に行うことができおり、教職員の意識が高まり、交流活動が進んでいる	■教職員が共通意識を持ち、連携を図っていくことが重要
○太子町リーダー会としてサマーキャンプや様々な体験活動を実施し、地域間や異年齢等との関わりや仲間づくりの大切さを伝えることができた	■事業実施に向けて新たなリーダーの確保と育成を図る必要がある
○青少年指導員と青少年の交流事業では様々なイベントを開催し、地域の青少年と青少年指導員との交流を図った	
○青少年関係団体の連携では、講演会等を開催し指導者等の資質向上を図った	
○青少年指導員会として夏祭り会場での巡視や夜間パトロール等を実施し、地域の子どもの健全育成を図った	
○地域活動事業では、年代の近い小学生との交流を図った	■新型コロナウイルス感染症が5類に移行して以降も、高齢者との交流が再開されていない
○スポーツ・レクリエーション事業として各種イベント等を実施し、子ども達がスポーツに親しむ機会と興味・関心を引き出し、子どものスポーツ振興を図った	■少子化に伴い、スポーツクラブの子ども的人数や事業への参加者数が減少している
○文化祭で作品等を展示し、地域の人々の関心を高めることができた	
○ふれあいTAISHIを実施し、親子や地域の大人と子どもの交流により、青少年の健全育成と地域のつながりの強化を図った	
○太子聖燈会は地域住民の手作りで実施するイベントであり、竹内街道灯路祭りと合わせて地域住民の郷土意識醸成に寄与するイベントであると感じる。竹内街道灯路祭りでは、関係事業者や近隣市町村とのつながりや交流の機会も創出された	■新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない時期があった ■災害や突発的な感染症の流行等、状況に合わせた開催方法や対策について、太子町観光協会と意思統一を行う必要がある
○マルシェdeたいしは認知度も高まり、近隣市町村からの出店者も増加し、イベント自体が活性化してきている	
○歴史資料館事業や大道旧山本家住宅事業では、子ども達が身近な地域の歴史文化にふれ、郷土への理解を深めた	

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○二上山岳のぼりでは、清掃活動をしなが ら山登りをするにより、山地美化の認識 が深まった	■参加者が減少している
○アドプトリバー唐川では、ホタルの保護・育 成活動を通じて、町民や子ども達が自然 や生物と親しめる自然環境の実現を図り、 会員相互の親睦と地域との交流を深めた	■ホタル鑑賞会は令和2～4年度はコロナ禍 で中止となったが、開催の有無に関わらず 来場者が多いので、駐車場の確保や交通 整理等が課題。また、ホタルを守る会の会 員が高齢化しており、鑑賞会の開催自体 が危惧されている
○保育環境の充実として、保護者の困りごと に対する相談や今利用できるサービス等 の情報提供等、ソフト面での充実を図った	■保育サービスの資源が少ない ■外国籍の子ども及び保護者等、多様な人 との意思疎通が課題
○延長保育事業は、保護者の勤務形態の多 様化により、1施設当たり月平均10人～2 0人程度の利用がある	■現在、延長保育は19時までであるが、保 護者の勤務地及び勤務時間によっては、 迎えの時間がギリギリになっている人もい る。また、保育士の確保等の問題もあり、 時間延長の対応も困難
○乳児保育事業では、手厚い関わりが必要 な月齢である乳児について、保護者と連携 を取りながら適切な保育を提供した	■保育園における保育士の確保が課題
○病児保育事業(体調不良児対応型)では、 登園した園児が体調不良となった際に、保 護者が迎えに来るまでの間、看護師による 適切な対応を行った	■看護師が1人であるため、休みを取得して いる日は施設の先生等が対応することと なる
○一時預かり事業(幼稚園型)では、一時的 に家庭での保育が困難となった場合等も 安心して子育てができる環境を整備した	■対象者である教育的指導を希望する園児 の減少に伴い、事業の利用者数も減少し ている
○放課後児童会については、教室整備及び 支援員の確保により、令和3年6月に待機 児童が解消された	■磯長・山田両児童会において教育施設の 改修等の見直しとなった場合、教室の場所 や運営方法の検討が必要 ■保護者の就労により入会希望者が増加 し、待機児童が発生する可能性がある
○途中入所支援事業では、保育士の配置に 対する補助を行い、途中入所の受け入れ 態勢を整備した	■育児休業明けの年度途中に復職を希望す る人が増加しているが、各施設の定員及 び保育士確保の難しさにより、すべての希 望者が途中入所することができない
○子育て短期支援事業では、対象となる児 童を児童養護施設等において一定期間の 養育・保護を行い、児童及び家庭の福祉の 向上を図った	■児童養護施設等の空きがなく、保護者の 希望する日にショートステイ等を利用でき ないことがあるため、新しい児童養護施設 等の確保が必要である
○男女共同参画社会の形成として講演会を 開催し、男女共同参画社会について考え る機会を創出した	■男女共同参画社会についての啓発方法が 課題

基本目標1

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○あらゆる職場における男女平等に向けた条件整備として、会員の事業主に対し、法制度の周知を図った	■地域における事業主が限定されており、法制度の周知が課題
○多様な就業形態における条件整備やワーク・ライフ・バランスの推進として、啓発方法を増やすことで目にしてもらう機会が増加している	■積極的な啓発ができていなかったため、より効果的な周知方法の検討が必要
○子育て休業後の親の再就職支援として就労相談窓口の設置による相談機会の増加や、合同就職説明会等を開催した。また、関係機関との連携により顔の見える関係性づくりができ、支援機関へスムーズにつながることができた	■南河内合同就職説明会等の実施場所について検討する必要がある ■出張相談会場や相談機会の回数について、もう少し検討する必要がある

※「再掲」の事業は省略しています(以下、同様)

基本目標2 地域全体での子育て支援の推進

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○子育てサービスに関する情報提供として、LINEを活用しておひさま広場等の予約が可能となっており、気軽に参加してもらうことにつながった	■LINEでの周知、ホームページの改善等、親世代が見るツールについて改善や対応が必要 ■ガイドブックについては、令和7年4月以降に配布できるよう検討していく
○子育てボランティアの育成として、令和4年に子育てボランティア「ハートぽっぽ」を結成し、研修会等を開催する等、意欲的に活動に取り組んだ	■ボランティアの人員確保や十分な研修の実施、ハートぽっぽの今後の体制の検討等が課題
○子ども家庭サポーターの活用・養成として、子育てボランティア「ハートぽっぽ」のメンバーが赤ちゃん会やおひさま広場等に参加し、ボランティアグループの周知を図った	■ボランティアグループの周知は保健センター事業に限定していたので、広報やホームページ、LINE等での情報提供も行っていく。また、活用・養成についても、いきいき健康課と子育て支援課で検討していく
○生涯学習センター等の有効活用として工作や科学教室等の幅広い分野の教室を開催し、それに子ども達が参加することで創造力が育まれた	
○民生委員児童委員・主任児童委員として他機関と連携し活動することによって、地域における身近な相談者となり支援を行った	■民生委員児童委員・主任児童委員が地域の身近な相談者として活動を継続するため、関係機関との連携をより一層深めることが必要
○子育て支援地域ネットワーク会議では関係機関が集まって情報共有等を行っており、参加関係機関とは連携が取りやすく、相談等をしやすい体制を構築できた	■小中学校は同じ先生が参加しているため、幅広く他の先生が参加できるようなテーマにしたり、日時調整等の検討が必要

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
	■生涯学習センターの設立に伴い、庁舎内の貸館の在り方について検討がされ、すこやかホールの貸出を実施しないこととなった。そのため、親子が集える他の場所が必要となっている
○子育てボランティアの活動として、ハートぽっぽのメンバーが赤ちゃん会の託児に参加した。託児を経験することでハートぽっぽの存在を知ってもらうことにつながるとともに、親子と交流することで地域に心強い味方がいることを知ってもらう機会となった	■ハートぽっぽとしての子育てイベントは実施できていないので、集会所でのイベント実施や交流サロンとのコラボ等の検討が必要
○「健康のために」(健康増進課の事業一覧)を全戸配布し、各健診事業や予防接種等の情報を発信した	■紙媒体で全戸配布を実施しているが、今後、ホームページやLINE等の電子媒体を利用した情報提供も検討していく
○違法駐車をなくすための推進として啓発活動を行うことで違法駐車の手数が減少した。また、警察と連携をして迅速に対応できる体制を構築した	■警察と合同で実施していた違法駐車のパトロールの再開が課題
○子どもの見守り活動として青色防犯パトロール隊によるパトロールを毎日実施しており、不審者の発生件数が減少した	■令和5年度以降、新規隊員数が少しずつ増えているが、高齢化が進んでいるので、継続して隊員の増員を行うことが必要
○PTA活動として、見守りや防犯ブザー配布等を行い、子ども達が安心・安全に学校生活を送れるよう努めた	
○交通安全講習会として、園児達に実技を通じて交通に関する道路の危険性等を学んでもらい、交通ルールの大切さを実感してもらうことができた	
○防犯教室を実施し、園児及び児童に防犯意識の向上を図った	
○防災対策として、小学生への防災説明会や地域での防災訓練を実施し、地元根差した防災訓練が実施できた ○防災ハザードマップを作り替え全戸配布を行ったことで、家族で防災を考えるきっかけづくりとなった	■コロナ禍により集団での活動が大きく制限されたため、町総合防災訓練や自主防災組織による防災訓練が中止、廃止された。今後、違う形の防災訓練を実施していくことの啓発等が課題 ■国及び府の動向を注視し、今後、修正が必要となった場合は、それに応じて修正を行い、各家庭の防災意識向上を図る

基本目標3 すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○ひとり親家庭に対する相談体制の充実として、各種制度の周知や相談対応を通じて、適切な支援機関につなげた	■窓口や電話対応時に困りごとを積極的に尋ねることにより、相談体制の充実に努める必要がある
○ひとり親家庭のための就労相談の充実として、就労相談窓口の設置や合同就職説明会等を開催した	■開催場所や回数等を検討する必要がある
○児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進に寄与した	
○ひとり親家庭医療費助成制度として医療費の一部を助成し、対象世帯の経済的な負担や受診機会の確保による精神的負担の軽減を図った	■今後も継続的に事業を実施していくことが必要
○母子・寡婦福祉資金貸付として進学費用や保護者の資格取得等に必要な資金を貸し付け、経済的自立や生活の安定、子どもの福祉増進に寄与した	■窓口対応時に相談があった場合、制度の説明と子ども家庭センター生活福祉課への案内を適切に行う必要がある
○障がい児保育事業として、町の心理士、保健師及び保育士等と連携を取りながら個々の障がい児に応じた支援を行った	■きめ細やかな対応をするために保育士等の人員確保が課題
○南河内圏域障がい児(者)歯科診療事業では、地域の歯科診療所において診療が困難な人への歯科診療・口腔衛生指導等の機会の確保を図った	■太子町内からの受診者は微減しており、過去5年間で初診はない状況。情報提供の強化が必要
○重度障がい者医療費助成制度として医療費の一部を助成し、対象者及びその家族の身体的、精神的負担を軽減し、健全な生活の確保を図った	■今後も継続的に事業を実施していくことが必要
○育成医療給付では制度の周知を図り、対象者が必要な治療を受けるために必要な費用の負担軽減を図った	■今後も継続的に事業を実施していくことが必要
○特別児童扶養手当や障がい児福祉手当では対象者に手当を支給し、児童福祉の増進や経済的負担の軽減を図った	■今後も継続的に事業を実施していくことが必要
○太子町心身障がい者児童・生徒教育給付金では対象児童及び生徒の保護者に対し予算の範囲内で給付金を支給し、経済的負担の軽減を図った	
○障がい者施設と地域の交流活動では、障がい者施設において実施される行事に参加して交流を図った	■新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できない時期があった

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○障がい児相談支援事業では、事業所と連携し、親の障がい児対応への理解を深め、育児不安の解消につなげた	■障がい児に特化した計画相談事業所が少なく、専門的な助言に欠ける場合があるので、相談員のスキル向上等が必要
○障がい福祉サービス基盤の充実及び相談体制の整備としてサービス利用の体制整備を行い、利用者が自立した日常生活、社会生活を送るために必要な情報の提供、サービスの利用支援等を行った	■問題を抱えている障がい者や家族が支援を受けられるようにアクセスしやすい情報提供方法を検討する必要がある
○スポーツ・レクリエーション活動への参加支援として障がい者ふれあいスポーツ大会等を開催し、気軽にレクリエーション活動に参加できる機会を設けた	■より多くの方が参加できるような競技種目の選定や、参加者の増加に向けた周知等の検討が必要
○ポニー教室では発達支援の必要な子どもに対して小集団で寄り添った対応を実施し、子どもの発達支援につながった。また、療育専門の先生と話すことで親の育児不安の解消にもつながった	■近隣町村との広域実施であるため枠が限られており、人数が多い場合の対応について検討が必要
○発達障がい巡回相談事業では幼稚園や保育園の巡回相談を実施しており、発達検査を行うことで、子どもの発達に対する親の理解につながったケースがあった。また、先生の発達支援の理解にもつながった	■小中学校からの依頼につなげていけるよう周知方法を検討する必要がある
○個別支援プログラムで早期対応したケースは、療育を実施せず経過観察で対応できている子どももいる。また、子どもへの対応について、親の負担感や不安の解消につながった	■家や園、学校で、発達支援の関わりを継続してできるよう助言していくことが重要
○切れ目のない支援を受けられるようサポートブックを配布し、保護者に効果的に活用されている	■親が作成・保管するために、忙しい親にとっては負担になるケースが多い。また、A4サイズが使いにくいという指摘もある ■関係機関もサポートブックの存在を知らない場合があるので周知が必要
○障がい児の保護者支援として研修会を開催し、参加した親子は障がい児の理解を深め、悩みを共有することで育児負担の軽減につながった	■講師の都合により冬の時期の開催となることで、参加しにくさがあると考えられる
○令和5年度に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、2名配置した	■社会資源が不足しているため、広域での利用等、医療的ケア児支援に関してコーディネーターが中心となり検討していく必要がある

基本目標3

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○学習支援として、福祉分野と教育分野との協働により貧困状況にある子どもに対して、自立の基礎となる学力、学習力の向上支援を実施した。また、健やかに育成される環境を整備するために日常生活支援を実施した	■事業を通じて、学校現場においても家庭背景や生活を見るための視点を持ち、子どもらの置かれている環境への理解を深めてもらえるよう、連携を進めていくことが必要
○就学援助では、経済的な理由で小中学校の教育費支出が困難な家庭に対し、学用品等を援助した	
○人権啓発推進大会・講演会を開催し、子どもの人権を含め、様々な人権課題に対する啓発を行った	■大会・講演会のテーマが課題となっている
○人権相談を実施し、様々な人権課題に対する相談に応じた	■男性と女性の相談員を配置する等、体制構築に課題がある
○不登校に対する相談及び支援体制の整備として太子町生徒指導推進会議において連絡調整を図り、これまで増加傾向だった不登校の人数が令和5年に減少に転じた	■不登校の人数の増減に関しては注視していく必要がある
○適応指導・教育相談事業は、開設日のほぼ毎日子どもが利用する状況で、令和6年は小学生の利用もあり利用の幅が広がっている	
○スクールカウンセラー活用事業として全小学校にスクールカウンセラーを配置したことにより、個別相談業務が増加した。また、教職員への研修等により、教職員のアセスメント力の向上を図った	■限られた勤務回数を有効に活用できるよう、学校のスクールカウンセラー活用方法の理解を深める必要がある
○スクールソーシャルワーカー活用事業では、アセスメントに基づく子どもの支援体制を検討する会議体が全校に設置され、スクールソーシャルワーカーが関わりながら、教職員のアセスメント力の向上につながった	■スクールソーシャルワーカーの人材の確保が課題
○いじめ等学校問題支援チーム事業では、学校支援チームが学校へ緊急派遣を行い、アセスメントに基づく子ども支援を実施した	■今後も学校支援チームと連携して、学校の普段の対応力強化を進めることが必要
○要保護児童対策地域協議会では、虐待の予防的観点から相談の初期段階より各機関とリスクアセスメントや支援方針を共有し、役割分担をしながら子ども・保護者へ関わっており、重大な事案の発生を未然に防いだ	■学齢期への関わりとして、小学校、中学校だけではなく、教育委員会事務局との更なる連携・協力が必要

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○児童虐待防止対策組織体制の充実として専門的知識を有するケースワーカー及びスーパーバイザーを配置し、児童虐待防止対策の組織体制の整備・強化を図った	■増大する通告、相談対応件数に対応するため、今まで以上にスーパーバイザーからの助言及び組織体制の強化が必要
○児童虐待に関する意識の普及・啓発として広報啓発活動を実施し、住民の児童虐待防止意識の向上を図った	■広報やホームページだけではなく、窓口やLINEを活用した啓発活動を推進する必要がある
○里親制度の推進として大阪府及び児童養護施設と共同で里親展示会や相談会を実施し、啓発活動に努めた	■町内には里親登録を行っている家庭がなく、里親制度を理解してもらうために、より一層の広報・啓発活動が必要

5. 太子町の子ども・子育て支援の課題

■少子化への対策強化

ここ数年は出生数が減少しており、14 歳以下の人口は今後もゆるやかに減少していくと見込まれています。今後、少子高齢化がより一層進行していくことから、少子化対策は大きな課題といえます。

我が国全体で少子高齢化が進行している中、少しでも安心して子どもを生み育てていけるよう、全庁あげて連携協力体制を構築し、町として様々な子育て支援に取り組んでいくことが求められます。

■子育て世帯への支援の充実

近年は世界的な社会情勢の変化により、子育て世帯の生活にも大きな影響が出ています。特に物価高騰による生活必需品の価格上昇等により、家計への負担が大きくなっていると考えられます。ニーズ調査の結果でも経済的な支援へのニーズは高くなっているため、子育て世帯の生活の安定に向けた支援の強化に取り組むことが重要です。

また、共働き世帯の比率の上昇や就労している女性の増加がみられ、特に小学生の母親は就労している人が多くなっています。その一方で、子どもや自分に何かがあった際に代わりに子どもをみてもらえる人がいない等、仕事と子育ての両立させる上での課題を感じている人は少なくありません。そのため、仕事と子育てを両立が図られ、ワーク・ライフ・バランスの実現につながるよう、子どもの年齢に合わせた柔軟な働き方を支える子育て支援策の充実を図ることが求められます。

■地域全体で子どもを育てる意識の醸成

ニーズ調査の結果では、子育てが地域の人に支えられていると感じる人は4割台を占めていますが、その一方で支えられていると感じない人も2割台半ば～4割強を占めています。また、子育てに有効・必要と考える支援では、地域における子どもの活動拠点の充実や子どもを対象にした犯罪・事故の軽減等があげられており、これらは地域と協力して取り組むことで効果がより高められると考えられます。

地域の人々のちょっとした助け合いで子どもや子育て世帯が安心して過ごせるよう、また、様々な子育て支援の取組において地域や地域の人々の協力を得ることでより良い事業や活動となるよう、地域における子育てへの理解や支え合いの意識の醸成に努めるとともに、支え合いの意識をベースとした子育て支援に関わる人の育成に取り組むことが大切です。

■適切なサービス提供体制の確保

子ども・子育て支援事業の各サービスはおおむね確保方策を下回っており、提供体制には余裕がみられますが、一部のサービスでは確保方策を上回っているものもみられました。また、確保方策を下回っているサービスでも、徐々に利用が増加しているものもあるため、それぞれのサービスについて、利用状況に見合った適切なサービス提供体制を確保していくことが求められます。

また、少子化の進行により、実施している子育て支援サービスが現在の形で実施することが難しくなることも予想されるため、提供内容や実施体制等について柔軟に対応できるよう準備をしていくことも重要です。

■子どもの遊び場・居場所づくりの推進

ニーズ調査の結果で、親子が安心して集まれる施設の整備を求める人は、屋外施設が3割台半ばから後半、屋内施設が3割弱を占めています。親子で集まれる場所を整備することで、交流機会の創出や子どもの健全育成につながる様々な経験をできる場となることが期待されます。

また、子どもの居場所づくりについては、新たに児童育成支援拠点事業が実施されることもあり、家庭や学校に居場所がない児童・生徒に対する支援としても重要な取組となるため、子どもが安全・安心に過ごせる遊び場や居場所づくりを推進していくことが重要です。

■こども・子育て世代の健康増進と発達支援

全国的に、こどもの健康課題として生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、喫煙や飲酒等様々な課題があります。太子町のニーズ調査の結果でも、朝食の欠食率の増加や23時以降の就寝と答える方が一定数みられました。

こども・子育て世代の方の健康を維持・増進するために、いきいき健康課と連携し、妊娠期からの健康づくりに積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、不登校の問題や発達の問題等は全国同様、太子町でも増加しており、非認知能力の向上や発達支援の取組等を教育委員会と連携しながら切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

■こどもの貧困対策やヤングケアラーへの支援体制の充実

貧困の状態にある子どもや家庭は、社会的に孤立している場合や必要な支援が受けられない状況にあることが多くあります。また、ヤングケアラーは本人や家族にその自覚がないことや家庭内の事情であるため相談等がしづらい等の理由により、その存在が表面化しにくいことがあります。

こどもの貧困対策やヤングケアラーの問題については、多くの場合で家庭内だけでなく社会的な要因も含めた複合的な課題を抱えており、福祉・教育・医療等の分野横断的な支援が求められます。

そのため、町全体で福祉・教育・医療等の関係機関の連携強化を図るとともに、町の社会資源の確保及び充実に努めることで、対象となる子どもや家庭を早期に発見し、必要な支援等につなげていく支援体制の充実を図ることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の上位計画である「第5次太子町総合計画」では、「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”」を基本理念として、『和』のまちづくりの精神を生かし、様々な分野の取組を推進しています。

また、第1期計画と第2期計画では『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち 太子」を基本理念として、豊かな自然や多くの歴史遺産等を生かして、地域ぐるみで子どもを見守りながら育てていくまちづくりと、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの充実に取り組んできました。

これらの第1期計画、第2期計画と続けてきた取組について、本計画では継承するとともに発展させ、子ども及び子育て家庭、それに関係する機関・団体等に対する支援と、質の高い教育・保育や子育て支援サービスのこれまで以上の充実に努め、本町における少子化対策及び子どもと子育て家庭を取り巻く多様な課題の解決に向けた取組を推進していきます。

また、本計画においては、こども基本法及びこども大綱の考え方である「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である『こどもまんなか社会』の実現」にも取り組んでいくことが求められることから、こうした考え方と「和」の心をもって、子どもを中心とした地域ぐるみの子育て支援に取り組んでいくことを目指し、基本理念についても継承していきます。

【基本理念】

『和』の心を大切にする

子どもと子育てにやさしいまち 太子

【基本理念実現に向けた施策の方向性】

- 保育所・認定こども園・幼稚園等を中心としたインクルーシブな子どもの保育・教育環境を提供します
- 保護者が子育ての責任を果たしつつ、ライフスタイルに応じ選択することができる子育て支援施策を提供します
- こども家庭センターを中心に、地域で育み支えるこどもまんなか施策を提供します

2. 基本的な視点

本計画を推進するに当たり、『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち「太子」という基本理念に基づき、すべての施策に共通する基本的な視点として、以下の3つを設定します。

こどもまんやかに

すべての子どもの「個」を育てます
子育て家庭の「和」を守ります
地域の子育て支援の「和」をひろげます

3. 基本目標

基本目標1 子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、妊娠・出産・育児期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、子ども達が自ら考える力や社会性、豊かな人間性等を身につけられるよう、教育・保育環境の整備や多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

また、子育てと仕事が両立しやすい職場環境づくりを推進し、仕事と生活との調和が取れた働き方ができる社会の実現に向けて、保護者や事業主への周知・啓発や環境整備の働きかけ等に取り組めます。

基本目標2 地域全体での子育て支援の推進

子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支えていくため、地域が主体の子育てへの関わりや様々な交流機会を設け、お互いに助け合うことで、子育て家庭の孤立防止や同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、相談・情報提供体制の強化に努めます。

また、子どもが安全・安心な生活を送れるよう、地域における交通安全や防犯対策の取組を推進します。

基本目標3 すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

子どもと子育て家庭をめぐる問題は多様化しているため、一人ひとりの子どもの健やかな育ちやニーズに合わせた適切な支援及び負担の軽減を図るとともに、子どもの人権が尊重されるよう周知・啓発等の取組を推進します。

また、児童虐待の防止と早期発見・早期対応及び子どもの貧困対策の充実に向けて、相談支援の充実や周知・啓発、子どもと保護者への支援等、保育・教育・保健・医療・福祉等の関係機関による体制づくりに努めます。加えて、子どもが自らのことについて意見を形成し、表明することや社会に参画することへの支援を検討します。

4. 施策体系

【基本理念】

『和』の心を大切にする子どもと子育てにやさしいまち 太子

【子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

1. 児童人口の推計
2. 教育・保育提供区域の設定
3. 教育・保育等の量の見込みの考え方
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策
5. 教育・保育の一体的提供と推進体制
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【次世代育成支援の展開】

基本目標1 子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

施策の方向(1)子どもの健やかな成長支援

施策の方向(2)子どもの個性と創造性を育む環境整備

施策の方向(3)子育てと仕事の両立支援

基本目標2 地域全体での子育て支援の推進

施策の方向(1)子育て支援のネットワークづくり

施策の方向(2)地域の子育て相談・支援体制の推進

施策の方向(3)子どもの安全の確保

基本目標3 すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

施策の方向(1)ひとり親家庭への自立支援の推進

施策の方向(2)障がいのある子どもの施策の充実

施策の方向(3)子どもの人権と権利擁護の推進

施策の方向(4)子どもへの虐待防止対策の強化

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進】

1. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する基本的な考え方
2. こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 児童人口の推計

住民基本台帳の人口データを用いたコーホート変化率法による児童人口の推計結果は以下の通りです。

(人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	63	61	61	60	60
1歳	72	70	68	68	67
2歳	79	79	77	75	75
3歳	78	83	83	81	79
4歳	78	82	87	87	85
5歳	89	80	85	90	90
6歳	89	90	81	86	91
7歳	109	93	94	84	90
8歳	112	110	94	95	85
9歳	96	113	111	95	96
10歳	108	98	115	113	97
11歳	113	108	98	115	113
合計	1,086	1,067	1,054	1,049	1,028

※各年4月1日時点

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本町では、利用者が居住地に関わらず子育て支援サービスの選択ができる等の利便性を考慮し、町全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

■教育・保育提供区域

全町で1区域

3. 教育・保育等の量の見込みの考え方

3-1. 認定区分について

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの年齢と保育の必要性に基づいた「教育・保育給付認定区分」と、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「施設等利用給付認定区分」が設定されています。内容は以下の通りです。

■教育・保育給付認定区分

認定区分		対象	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定対象以外の子ども	新制度に移行していない 私立幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の4月1日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	認定こども園、幼稚園、 特別支援学校（満3歳入園児は新3号認定、年少児からは新2号認定） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児までは新3号認定、3歳児からは新2号認定）
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望し、かつ、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯である子ども	

3-2. 幼児教育・保育の無償化について

(1)対象者・対象範囲

対象者	対象範囲
3～5歳	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
0～2歳	上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費（主食費＋副食費）、行事費等）は、無償化の対象外

(2)幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化します。

(3)認可外保育施設等の利用

保育の必要性の認定を受けた場合、3歳から5歳の子ども達を対象として、月額 3.7 万円までの利用料を無償化します。また、0歳から2歳児の子ども達については、住民税非課税世帯の子ども達を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化します。

(4)就学前の障がい児の発達支援

就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳の子ども達について、利用料を無償化します。また、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

(5)副食費の免除等について

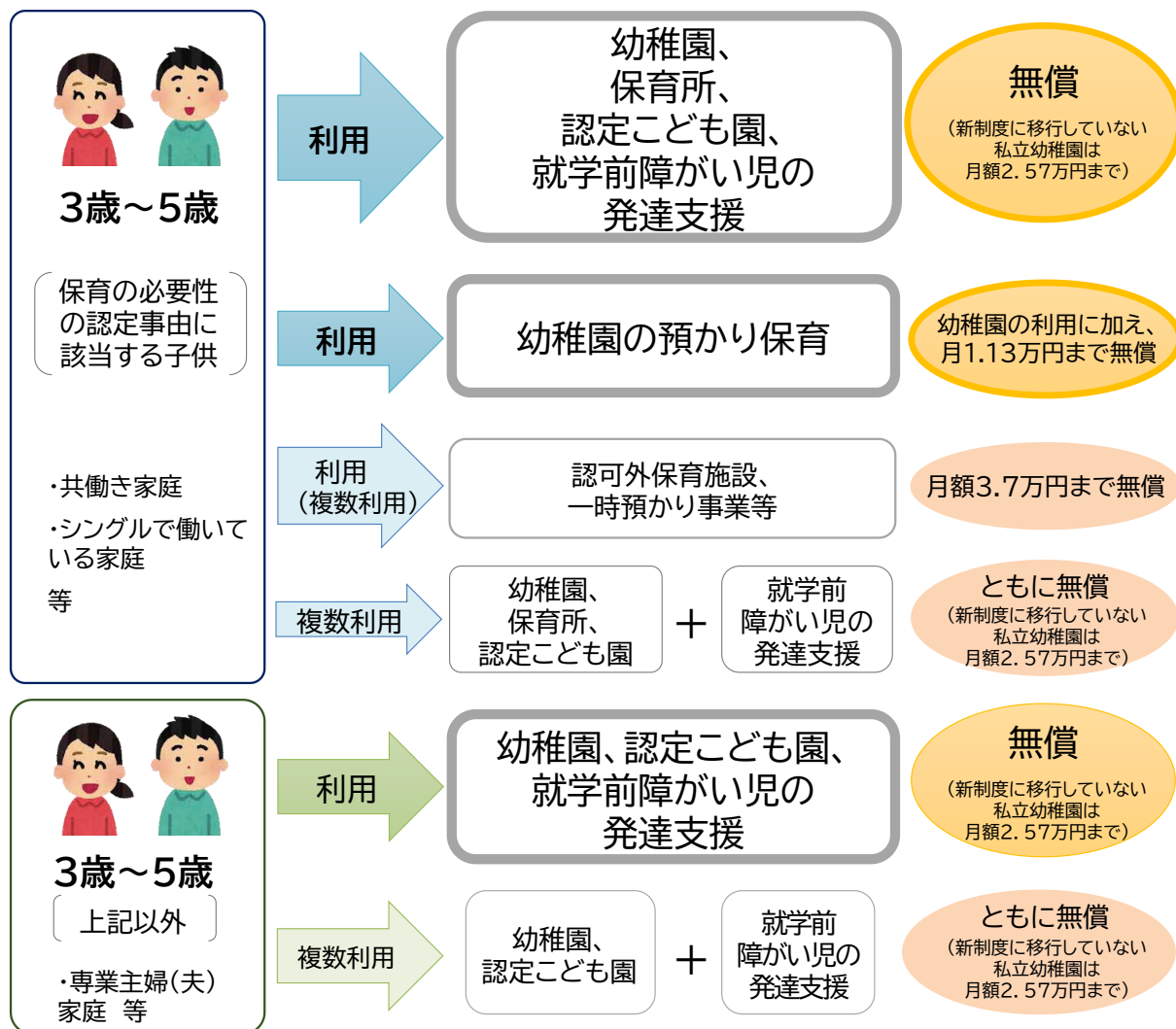
副食費については、国の基準に沿って、これまで免除対象であった生活保護世帯、多子（第3子以降）及び低所得世帯（年収 360 万円未満相当世帯）の副食費の免除を維持します。

また、本町では国が定める免除対象範囲を拡充し、4,800 円を上限に特定教育・保育施設と未移行園及び就学前の障がい児の発達支援を利用するすべての3歳児から5歳児の子どもを対象に、町負担で実費相当額の助成を継続します。

(6)町独自制度について

本町独自の子育て施策として、第1子目の年齢や世帯の所得に関係なく、保育所、認定こども園に通う0歳～2歳児の第2子以降の保育料を全額補助し、保育料の実質無償化を拡充しましたが、今後も保護者の負担軽減に向けた取組に努めます。

【幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ】



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

3-3. 教育・保育等の量の見込みの算出方法

教育・保育等の量の見込みの推計については、国の示す標準的な考え方を踏まえた上で、より地域の実情を反映した推計とするため、児童人口の実績値及び将来推計値と各事業のこれまでの利用状況等に基づいた推計結果をベースとして、事務局及び太子町子ども・子育て会議において調整・審議して最終的な量の見込みを設定しました。

1. 児童人口の将来推計を算出します。

2. 児童人口の実績値に対する各事業の利用状況から、各事業の利用率を算出します。

3. 児童人口の将来推計値と各事業の利用率を掛け合わせ、基準となる量の見込みを算出します。

4. 基準となる量の見込みを基に、国の示す標準的な考え方や地域の実情、ニーズ調査結果等を踏まえて審議・調整を行い、最終的な量の見込みを設定します

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

4-1. 量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の学校教育に関する事業

【1号認定の量の見込みと確保方策】 (人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	70	70	73	74	73
確保方策	70	70	73	74	75

【2号認定(教育希望)の量の見込みと確保方策】 (人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	71	71	74	75	74
確保方策	71	71	74	75	74

(2) 幼児期の保育に関する事業

【2号認定の量の見込みと確保方策】 (人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	88	88	92	93	91
確保方策	88	88	92	93	91

【3号認定(0歳)の量の見込みと確保方策】 (人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	11	11	11	10	10
確保方策	11	11	11	10	10

【3号認定(1歳)の量の見込みと確保方策】 (人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	36	35	34	34	33
確保方策	36	35	34	34	33

【3号認定(2歳)の量の見込みと確保方策】

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	48	47	46	46	46
確保方策	48	47	46	46	46

【3歳未満児の保育利用率】

(人、%)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳未満児の総数(A)	214	210	206	203	202
確保方策(B)	95	93	91	90	89
保育利用率(B/A)	44.4	44.3	44.2	44.3	44.1

4-2. 各認定区分の推進の方向性

(1) 幼稚園・認定こども園(1号認定、2号認定(教育希望))

量の見込みは町内の施設で十分確保できる見込みです。認定こども園の入園希望者が多く増えており、少子化の進行により施設によって利用者数に偏りが生じることが予想されます。引き続き、町内の各施設がそれぞれの特徴を生かした教育課程を編成し、一人ひとりの子どもを大切にする質の高い教育・保育を推進していきます。

(2) 保育所・認定こども園(2号認定)

母親の就業率の上昇や3歳児から5歳児の就学前教育・保育の無償化等が要因となり、保育ニーズが高まると考えられます。需要と供給の調整を図りながら利用定員の弾力的運用を行う等、待機児童が発生しないよう取り組んでいきます。

(3) 保育所・認定こども園・地域型保育(3号認定)

子どもの人口は減少傾向となっています。一方、育児休業の取得を経て職場復帰する人の増加が要因となり、3歳以下の保育ニーズは高い状態が続くことが予想されます。年度途中の受け入れを可能な限り行っていくよう努めます。

5. 教育・保育の一体的提供と推進体制

5-1. 認定こども園の普及について

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園の普及を図ることが望ましいとされているため、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所の円滑な移行や新設の認定こども園の整備等、状況に応じた支援を行います。

5-2. 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性を含めた資質向上が求められます。そのため、幼稚園教諭と保育士等の合同研修の開催や関係機関との連携強化等に基づいた資質向上を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士の確保及び労働環境等の整備・改善を支援します。

また、外国につながる子どもや障がいのある子ども等、配慮が必要な子どもが教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供体制の強化や施設等への支援に努めます。

5-3. 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互連携及び認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業が提供していくためには、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要とされるため、地域における子ども・子育て支援に携わる人々の連携強化を支援します。

また、満3歳未満の子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう教育・保育施設と地域型保育事業の円滑な連携がされるよう努めます。加えて、幼・保・小の交流や情報共有等の連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

6-1. 利用者支援事業

子ども及びその保護者、また妊娠している方等が地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども、又はその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援の実施等を行っています。

【今後の方向性】

本町では、平成28年度から子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型による事業を実施しています。

今後は、令和7年度中にこども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を、18歳まで母子保健、児童福祉、教育の分野が一体となって切れ目なく提供していきます。さらに、役場ではなく身近な場所で相談に応じ、助言等を行うことができる機関として、地域子育て相談機関の設置について検討していきます。

■こども家庭センター型

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

■基本型(地域子育て相談機関等)

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	2	2	2	2
確保方策	0	2	2	2	2

6-2. 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

現状の提供体制でニーズ量を充足できる見込みです。引き続き、現行どおり時間外保育事業（延長保育事業）を続けていきます。また、長時間保育が子どもの負担にならないよう、各保育所・認定こども園において配慮しながら実施していくよう取り組みます。

(人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		110	109	111	111	109
確保 方策	実人数	140	140	140	140	140
	施設数	3	3	3	3	3

6-3. 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

本町では、「放課後児童会」として各小学校区で実施しています。

【今後の方向性】

放課後児童会は近年、待機児童は発生していません。しかし、一方では共働き世帯の増加によりニーズが拡大する可能性もあり、近隣施設の活用も視野に入れながらニーズを充足できるよう随時検討していきます。

子ども達のより良い環境づくりに向けて支援員等への研修を実施し、質の向上と子どもの健全育成を図る取組を強化していくとともに、利用者や地域住民への理解が進むよう、各放課後児童会の幅広い周知に努めます。

また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要な人数の支援員等を加配して対応します。

開所時間については、午後7時までの延長を今後も行っていく予定です。

なお、放課後児童会を利用していない児童の放課後の居場所でもある放課後子供教室については、連携型の実施を継続しながら、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用が促進できるよう協力を得て、放課後児童会との一体的な運用を検討し、放課後児童会及び放課後子供教室の所管部局が連携して事業の実施に取り組みます。

(人、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	1年生	43	43	39	41	44
	2年生	45	38	39	35	37
	3年生	38	37	32	32	29
	4年生	18	21	21	18	18
	5年生	9	8	9	9	8
	6年生	5	5	4	5	5
	合計	158	152	144	140	141
確保 方策	人数	170	170	170	170	170
	施設数	2	2	2	2	2

6-4. 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合（レスパイト）等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において、一定期間養育やその支援を行う事業です。

【今後の方向性】

現在町内外の事業者で7施設を確保しています。利用目的にレスパイトが追加されたことによりニーズ量の増加が見込まれること、また、利用中の児童の通学・通園を可能にするためにも、町内1か所の施設に加え、近隣市町村の事業者確保に努めていきます。

■ショートステイ

(人日／年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		120	130	140	140	140
確保 方策	延べ人数	120	130	140	140	140
	施設数(町内)	1	1	1	1	1
	施設数(町外)	6	6	6	6	6

※年間延べ人数

■トワイライトステイ

(人日／年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保 方策	延べ人数	1	1	1	1	1
	施設数(町内)	1	1	1	1	1
	施設数(町外)	6	6	6	6	6

※年間延べ人数

6-5. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

本町では、2か所において事業を実施しています。引き続き、事業の周知に努め、保護者が気軽に集い、育児相談や相互交流機会の確保等、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、地域の子育て家庭を支援していきます。また、事業の質の向上に努め、親子が気軽に参加でき、共に楽しみ、児童の成長を実感できるような運営に努めます。なお、今後新しく始まる乳児等通園支援事業や一時預かり事業（一般型）の状況を踏まえ、あり方を検討していきます。

（人回／月、か所）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	303	297	292	287	286
確保方策(実施か所数)	2	2	2	2	2

※月間延べ人数

6-6. 一時預かり事業

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、又は家庭での保育が保護者の体調不良や冠婚葬祭等で一時的に困難になった場合等に、保護者の申し込みに応じて、実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園型一時預かり事業については、町内のすべての施設において受け入れ態勢が整っており、ニーズ量を確保できる見込みです。在園児以外を対象とした一時預かり（一般型）については、実施に向けて整備していきます。

（人日／年、か所）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	幼稚園型	10,709	10,709	11,146	11,277	11,102
	2号認定による 定期的な利用	1,347	1,347	1,402	1,418	1,396
確保 方策	幼稚園型	10,709	10,709	11,546	11,277	11,102
	2号認定による 定期的な利用	1,347	1,347	1,402	1,418	1,396
	施設数	2	3	3	3	3

※年間延べ人数

6-7. 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童を対象として、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、病院や保育施設等に付設された専用スペース等で一時的に保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

引き続き、町内1施設において体調不良児対応型を実施していきます。また、病児・病後児対応型については、近隣市町村との調整を行い実施に向けて整備していきます。

■病児・病後児対応型

(人日/年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		100	100	100	100	100
確保 方策	延べ人数	100	100	100	100	100
	施設数	1	1	1	1	1

※年間延べ人数

■体調不良児対応型

(人日/年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		135	134	135	135	134
確保 方策	延べ人数	135	134	135	135	134
	施設数	1	1	1	1	1

※年間延べ人数

6-8. ファミリー・サポート・センター事業

利用会員と援助会員による住民同士の相互互助活動に関する支援を行う事業です。現在、太子町では実施していません。

【今後の方向性】

利用料金や実施体制等、太子町の実態に即して実施可能かどうかを関係機関等も含めて検討を行います。また、子育てボランティアの育成等、支援を必要とする家庭への方策も合わせて検討していきます。

6-9. 妊産婦及び乳幼児健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。健診受診費用の補助を行っています。

【今後の方向性】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、適切な時期に必要な検査を受けられるために妊産婦健康診査の受診率を100%と想定し、啓発及び提供体制を確保します。また、胎児や出産後の乳幼児の発育発達をスクリーニングし早期に医療につなぐことができるよう健康診査体制の整備に努めます。さらに、受診記録の電子化等を検討していきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	89	86	86	85	85
確保方策	89	86	86	85	85

6-10. 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいるすべての家庭を助産師又は保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

本事業は全戸訪問事業であるため、訪問数は各年度の0歳児の人口推計の値を量の見込みとして想定し、提供体制を確保します。訪問時の様子とともに、産後うつアンケートの結果から、保健師などの専門職による更なる支援及び適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげていきます。また、訪問をきっかけとして育児不安のある親の支援を個別に行う等、継続した支援につながるよう関係機関と連携を取りながら進めていきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	63	61	61	60	60
確保方策	63	61	61	60	60

6-11. 養育支援訪問事業

児童の養育を行うために支援が必要な家庭や妊婦に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言を、保健師・助産師・保育士・心理士等が訪問して行います。

【今後の方向性】

引き続き、児童の養育について支援が必要なすべての家庭に対し、訪問活動を通じて育児の悩み相談等に対する助言を行い、適切な養育の実施ができるよう保健師・助産師等の人材確保に努めます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	37	37	37	37	37
確保方策	37	37	37	37	37

6-12. 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【今後の方向性】

家事・育児支援が必要と判断したすべての家庭に対して実施します。

訪問支援員は、ヘルパーなどの有資格者と地域の子育て経験者が一定の研修を受講して登録された者を養成します。利用者のニーズに合わせてより地域での子育てを応援していく取り組みを進めていきます。

(人日/年)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	96	94	92	92	92
確保方策	96	94	92	92	92

※年間延べ人数

6-13. 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

太子町内において常設のこども食堂等、子ども達が立ち寄れる範囲に子どもの居場所を、計画期間中に実施できるよう地域と一緒に検討していきます。

(人、か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	—	10	10	10	10
確保方策(実施か所数)	—	1	1	1	1

6-14. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【今後の方向性】

太子町独自で子育て中の保護者を対象に【ふわり】という事業を実施しています。子育ての不安や悩みに対して、グループワークやロールプレイ等を実施して、子育ての不安やイライラの解消に取り組んでいます。今後もより多くの保護者が参加できるよう努めていきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

6-15. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談や訪問・教室等を実施し、寄り添いながら心身の状況や置かれている環境等の把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、必要な支援を包括的に行う事業です。

【今後の方向性】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに対応した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と一体として定期的な面談や訪問により、より良い信頼関係を築くために実施します。また、産前からの育児教室や産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを専門職によるサポートプランを作成し行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

(人、回)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込 み	妊婦の人数	89	86	86	85	85
	1組当たり面談回数	5	5	5	5	5
	合計面談回数	445	430	430	425	425
確保 方策	保健センター (こども家庭センター)	445	430	430	425	425

6-16. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満の教育・保育給付を受けていない児童を対象として、月一定時間までの枠の中で、時間単位で定期的に通園できる事業です。

【今後の方向性】

令和7年度中の事業開始に向けて、実施方法を検討していきます。

(人日／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	対象児童数	26	25	25	25	25
	量の見込み	1	9	9	9	9
	確保方策	1	9	9	9	9
1歳	対象児童数	36	35	34	34	34
	量の見込み	1	13	12	12	12
	確保方策	1	13	12	12	12
2歳	対象児童数	31	32	31	29	29
	量の見込み	1	11	11	11	11
	確保方策	1	11	11	11	11

※年間延べ人数(量の見込みの手引きにより算出。8時間利用を1日とカウントしている)

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定です

6-17. 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【今後の方向性】

現在、宿泊（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型の事業実施となっています。今後も支援を必要とするすべての方が利用できるよう、より安心できる自宅でのサービス利用ができるアウトリーチ型も検討し、実施機関の確保に努め、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を継続します。

(人日／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	宿泊(ショートステイ)型	3	3	3	3	3
	通所(デイサービス)型	1	1	1	1	1
	居宅訪問(アウトリーチ)型	4	4	4	4	4
確保 方策	宿泊(ショートステイ)型	3	3	3	3	3
	通所(デイサービス)型	1	1	1	1	1
	居宅訪問(アウトリーチ)型	4	4	4	4	4

※年間延べ人数

6-18. その他の事業

(1) 実費徴収に伴う補足給付事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、市町村の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されており、食事の提供に要する費用や日用品・文房具等の必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する園児に係る副食費について引き続き助成を実施します。

(2)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会を中心として、引き続き、関係機関との連携強化を図っていきます。また、職員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。さらに、住民や子育てに関わる人々に対して、児童虐待防止への認識を深めるため、児童虐待防止に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

(3)多様な主体の参入促進事業

保育の受け皿拡大や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るに当たっては、こども家庭センターによるニーズ把握を継続して行いながら地域資源の開拓を進めるとともに、多様な事業者の能力を生かしながら事業の整備を促進していくこと、すなわちボランティア人材の発掘や育成と合わせて新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

ニーズやその量に合わせて必要なサービスの確保に向けて、空き家情報の提供や人材の確保、各関連事業者や関係機関とのつなぎ等、事業者の参入を支援していきます。

第5章 次世代育成支援の展開

基本目標1 子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

施策の方向(1)子どもの健やかな成長支援

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、健康診査や保健指導の実施、妊娠・出産・育児に関する教育・体験等の機会の提供、相談支援、経済的支援等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、保護者の不安や負担の軽減を図ります。また、緊急時等を含めて、妊産婦や乳幼児が適切な医療を受けられるよう、関係機関等と連携しつつ医療体制の整備に努めます。

※表内の「方向」の記載について、「新規」は第2期計画策定後に開始した事業、「継続」は第2期計画から継続して行う事業、「拡充」は第2期計画から継続して行う事業のうち、内容や規模を拡大又は改善して行う事業です

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	こども家庭センター (子育て世代包括支援センター)	「こども家庭センター」を中心に、保護者の妊娠期から子どもが18歳になるまで切れ目のない支援を行います。	子育て支援課 いきいき健康課 教育総務課	拡充
2	母子健康手帳交付	手帳交付時等、定期的に保健師による面接を実施し、安全な出産、出産後の子育て支援の情報等を提供します。今後、LINEや母子手帳アプリ等の電子媒体を利用した情報提供も検討していきます。	いきいき健康課	継続
3	特定不妊治療費の 助成事業	令和4年4月から一部の不妊治療については、医療保険の適用の対象となったが、不育症等の治療については保険適用外となっている。今後、経済的負担を軽減するため、保険適用外の不妊治療、不育治療についての費用の一部助成を検討し、不妊に悩む夫婦を支援していきます。	いきいき健康課	継続
4	妊産婦健康診査	妊産婦健康診査における公費負担を行い、妊産婦の健康管理を促すとともに妊娠期・産後期の経済的負担を軽減します。また、多胎妊婦には追加で受診券を交付しています。	いきいき健康課	継続
5	妊産婦歯科健康診査	妊産婦歯科健診に対して積極的な受診勧奨を行い妊産婦のお口の健康管理を促すとともに、公費負担を行い妊娠期の経済的負担を軽減します。	いきいき健康課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
6	妊婦訪問指導	支援が必要な妊婦やその家庭に対して、利用者支援計画を作成し、個別に地区担当の保健師・助産師・管理栄養士による訪問を行い、相談支援や必要な支援・サービスにつなげます。	いきいき健康課	継続
7	プレママ・パパ教室	出産、子育てに関わる知識や情報を提供し、母親の妊娠期からの友達づくりや父親の育児参加の促進を図ります。	いきいき健康課	継続
8	SUNSUNルーム	乳幼児の体重がいつでも測定できるように、体重計・おむつ交換台・授乳コーナーの常設、また子どもが自由に遊べるキッズルームを設置し、保護者の個別相談が対応しやすいような環境づくりに努めていきます。	いきいき健康課	継続
9	SUNSUN ほっとママさぼーと (産前産後サポート事業)	助産師による母乳相談や訪問・来所・電話相談等を実施し、妊娠期から産後までのサポートを行います。	いきいき健康課	継続
10	産後あんしんケア さぼーと (産後ケア事業)	医療機関において、育児不安の高い生後4か月未満の赤ちゃんとママの心身のケアが受けられます。(日帰り型・宿泊型:有料) 今後、生後1歳未満までの対象の拡充や訪問型の実施の検討を行っていきます。	いきいき健康課	拡充
11	ファーストベビー講座	第1子(生後2～6か月)を育てる母親を対象に、仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を目的として講座を実施します。 ※今後、状況に応じて第1子以外の参加の検討も行っていきます。	いきいき健康課	継続
12	乳幼児健康診査・ 歯科健康診査	産後1か月児から5歳児までを対象として、健康診査や歯科健康診査を行っています。また、生活や発達面の相談も実施しています。	いきいき健康課	拡充
13	子育て相談	保健師・保育士等、専門職による育児相談を実施します。	子育て支援課 いきいき健康課	継続
14	就学相談・教育相談	子どもの発達や不登校・学習・進路・家庭や学校での生活に関すること等、子どもやその家族の悩みを相談できる体制の充実に努めます。	教育総務課	継続
15	管理栄養士による相談	健診等の機会を活用して、管理栄養士による食に関する相談を実施します。	いきいき健康課	継続
16	食育事業	子どもが健やかに成長するために食生活を豊かにすることを推進します。	いきいき健康課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
17	こころほぐしの会	マタニティブルーや産後うつを抱える妊産婦、また、育児不安や子育ての悩みについて臨床心理士による面談を行い、保護者の心の健康のサポートを行います。	いきいき健康課	継続
18	すくすく健診	経過観察が必要な乳幼児を対象に、医師等による二次健診、相談を行います。	いきいき健康課	継続
19	すくすく相談	経過観察が必要な乳幼児等を対象に、臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士等による発達相談を行い、必要に応じて専門的な支援につなげます。	子育て支援課	継続
20	赤ちゃん会ぷらす	1歳6か月未満の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談、育児講座等を行い、交流の場を提供します。	いきいき健康課	継続
21	おひさま広場	未就園児とその保護者を対象に、自由に遊べる場を提供し、子育て相談や親子で楽しめるイベントを行います。	子育て支援課	継続
22	すこやかホール開放	就学前の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談を行い、自由にかつ気軽に利用できる交流の場を提供します。	子育て支援課	継続
23	子育て応援プログラム「ふわり」	子育て中の保護者を対象に、子育てのイライラの解消を目的とした、気軽に参加できるプログラムを提供します。	子育て支援課	拡充
24	地域子育て支援センター事業ひなたぼっこ	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談や子育てサークル等への支援、遊びの教室、子育ての情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に向けた育児支援を行います。	子育て支援課	継続
25	こんぺいとう広場	未就園児とその保護者を対象に、園庭開放を実施します。	子育て支援課	継続
26	子育て応援イベント	父親の育児参加を促進し、母親の孤立化防止や育児支援を図ることを目的として、親子一緒に参加できるイベントを行います。	子育て支援課	継続
27	ぱんだ教室	1歳6か月児から就園までの子と保護者を対象に、遊びを通して発達支援を行います。	子育て支援課	新規
28	うさちゃん教室	1歳6か月児健康診査において、発達面に不安のある保護者と幼児を対象に、遊びを通した発達支援を行います。	子育て支援課	継続
29	くまさん教室	2歳6か月児歯科健康診査において、発達面に不安のある保護者と幼児を対象に、遊びを通した発達支援を行います。	子育て支援課	継続
30	未熟児訪問指導	2,500g未満の低出生体重児や未熟児を対象として、保健師による訪問指導を行います。	いきいき健康課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
31	新生児訪問指導	生後28日までの新生児のいる家庭に助産師・保健師による訪問指導を行います。	いきいき健康課	継続
32	乳幼児訪問指導	乳幼児のいる家庭を対象として、保健師・管理栄養士による訪問指導を行います。	いきいき健康課	継続
33	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	乳児家庭全世帯を対象として保健師・助産師が訪問を実施します。	いきいき健康課	継続
34	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して継続的に訪問し、専門職による助言等の支援を行います。	子育て支援課 いきいき健康課	継続
35	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家事・子育て等に悩みを抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の必要な支援を行います。	子育て支援課 いきいき健康課	新規
36	たいしくんスマイル事業	親子の健康意識の向上を図るために、楽しみながら健康づくりに取り組み、健康や子育てに関する各種イベントへの参加促進を目的として実施します。	いきいき健康課	継続
37	事故予防啓発	4か月健診集団指導時に事故予防についての講習を実施し、パンフレットを配布します。	いきいき健康課	継続
38	予防接種	感染症予防を目的に、予防接種法に基づき、定期接種の実施及び一部任意接種のワクチン接種費用の助成を行います。	いきいき健康課	継続
39	助産施設	保健上の必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を受け入れます。	福祉介護課	継続
40	休日診療所の開設	富田林市立休日診療所に委託し、休日における応急的な医療を提供します。	いきいき健康課	継続
41	小児急病診療体制	南河内南部広域小児急病診療体制(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)のもと小児夜間救急医療の受け入れを実施します。	いきいき健康課	継続
42	南河内二次救急医療圏における二次救急医療体制	休日夜間二次救急診療体制の確保のため、南河内の病院の協力を得て、市町村消防の救急搬送と休日診療所からの受け入れを行います。	いきいき健康課	継続
43	初期救急医療体制	救急医療の要請が特に多い夜間のけがや急病に対応する初期救急医療体制を、医療機関と消防署の協力を得て、南河内広域体制で実施します。	いきいき健康課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
44	子ども医療費助成制度	医療保険に加入している0歳(出生日)から高校卒業(18歳の誕生日以降最初の3月31日)までの子どもに「子ども医療証」を交付し、医療費を助成します。(医療保険適用の医療費の自己負担額の一部と食事療養費の自己負担額の全額を助成)	保険医療課	継続
45	未熟児養育医療給付	種々の未熟性があるため家庭保育が困難で入院治療を必要とする未熟児に対して、入院治療における医療費を助成します。(医療保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成)	保険医療課	継続
46	児童手当	中学校修了までの児童を養育している人を対象として、児童手当を支給します。(令和6年10月分より、所得制限の撤廃や対象者を高校生年代まで拡大、第3子以降の支給額を3万円に増額等の拡充が実施されました)	子育て支援課	拡充
47	多子世帯等保育料補助事業	0～2歳児の保育料について、世帯の所得及び子どもの年齢による制限を設けずに、第2子以降は無償とします。ひとり親、障がい児(者)のいる世帯に対しても国の基準を拡大して保育料を補助します。	子育て支援課	拡充
48	副食費補助事業	教育・保育施設を利用する3～5歳児の副食費自己負担分について、月4,800円を上限に補助を行います。	子育て支援課	継続
49	入学祝品贈呈事業	小中学入学時に祝い品を贈呈します。	教育総務課	継続
50	よりそいサポート事業	妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう保健師・助産師・管理栄養士が身近に寄り添いサポートを行います。	いきいき健康課	新規
51	妊婦のための支援給付交付金事業	妊婦とそのお子さんに対し、出産育児用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため経済的支援を行います。	いきいき健康課	新規

施策の方向(2)子どもの個性と創造性を育む環境整備

子どもから次代を担う青少年まで幅広い世代が、自分で考え、選択する力を遊びや体験を通して身につけられるよう、子どもと地域や世代間の交流、学校や福祉施設等と連携した体験及び学習、町の自然や歴史遺産等を活用した多様な体験及び学習活動等の機会の充実を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	福祉教育及び福祉体験学習の推進	中学生を対象に福祉施設の訪問、職業体験、車いす体験等を行います。	教育総務課	継続
2	夏休み親子映画会	親子のふれあいを目的として、映画の上映会を実施します。	住民人権課	継続
3	学校開放事業	地域スポーツクラブ活動の振興のため、小中学校の校庭、体育館を放課後及び休日に登録スポーツクラブに開放します。	生涯学習課	継続
4	子どもの人権を守る部会冬のイベント	大人と子どものふれあいを目的として、冬のイベントを実施します。	住民人権課	継続
5	おはなしひろば	絵本の読み聞かせや人形劇等を通して、本への興味・感心を引き出します。	生涯学習課	継続
6	図書館の整備、充実の推進	図書館の整備・充実を推進します。また、すべての子どもに向けて読書のきっかけとなる様々な場や親子で参加する機会を提供し、図書館の利用促進を図ります。	生涯学習課	継続
7	特色ある学校づくり推進事業	子ども達の「個性と創造性」を育むために、町立の小中学校や幼稚園が、国際交流や放課後のクラブ活動の充実等、魅力ある学校(園)づくりを推進し、特色ある教育活動に取り組みます。	教育総務課	継続
8	教職員人権研修の充実	教職員の人権意識のより一層の向上を図り、子ども達の指導にあたります。	教育総務課	継続
9	幼稚園・保育所・小学校の連携	保育・教育について共通理解が得られるように、保育所と幼稚園、幼稚園と小学校との交流の充実を図ります。	教育総務課	拡充
10	太子町リーダー会	町内の中学生以上で構成された団体である太子町リーダー会が、野外活動等を通じ小学生と接することで、地域間や年齢差等による隔たりを無くすような事業を展開します。	生涯学習課	継続
11	青少年指導員と青少年の交流事業	青少年指導員と青少年の交流を図ることを目的として、様々なイベント等を実施します。	生涯学習課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
12	青少年関係団体の連携	青少年関係各種団体間の連携を図り、意見交換会や講演会等を通じ、青少年を取り巻く現状と青少年健全育成に対する理解を促進します。	生涯学習課	継続
13	青少年指導員会	町の青少年健全育成の中心的存在として、青少年の健全育成のための事業や子どもを守る活動を実施します。	生涯学習課	継続
14	地域活動事業	地域における幅広い活動を通じて、地域住民の主体的な子育て支援活動や世代間交流等を促進します。	子育て支援課	拡充
15	スポーツ・レクリエーション事業	既存のイベントや大会、スポーツ普及活動、各種スポーツ教室の実施、公民連携によるスポーツ観戦等、スポーツ振興に取り組みます。	生涯学習課	継続
16	文化祭	日頃取り組んでいる芸術、文化活動での成果や作品を発表する機会として文化祭を実施します。	生涯学習課	継続
17	ふれあいTAISHI	「みんなで遊ぼう」をメインテーマに、ステージ、模擬店等の交流イベントを開催し、子どもから大人までのふれあいの場づくりに取り組みます。	生涯学習課	継続
18	太子聖燈会	聖徳太子の和の精神を尊び、聖徳太子御廟のある叡福寺を中心として1万個のろうそくが燈され、子ども達の郷土意識の醸成に寄与します。	観光産業課	継続
19	竹内街道灯路祭り	竹内街道の「にぎわいづくり」とともに、風情あるたたずまいを次代に継承します。「灯路祭り」は灯ろうを沿道に並べライトアップして「再発見と地域の魅力づくり」の契機とし、竹内街道関連地域や事業者と連携を図りながら、地域の子供達達が自然と歴史に関心を持つような仕組みづくりを行い、街道に親しむ機会を提供します。	観光産業課	継続
20	マルシェdeたいし	住民の交流とふれあいの場づくりや地域の活性化を目的として、住民手作りの青空市と子ども達が参加できるイベントを実施します。	観光産業課	継続
21	歴史資料館事業	子ども達が身近な地域の歴史文化にふれ、郷土への理解を深めるため、子ども向けの歴史体験事業を開催します。	生涯学習課	継続
22	大道旧山本家住宅事業	町内の古民家を保存し、町民の体験学習や展示会、発表会、コンサート等の場として活用し、郷土文化の理解を深めます。	生涯学習課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
23	二上山岳のぼり	二上山を美しくするために、町の「自然を守る会」会員や一般の参加者、子ども達も参加し、清掃をしながら山登りをします。岳のぼりは昔から続けられている行事で、伝統行事として継承していきます。	環境農林課	継続
24	アドプトリバー唐川	唐川の美化清掃活動やホタルの保護・育成活動を推進し、毎年唐川のホタル鑑賞会を行っています。	地域整備課	縮小

施策の方向(3)子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事が両立され、柔軟な働き方が選択できる社会が実現されるよう、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発や男女が固定的な役割分担意識にとらわれない意識の醸成等に努め、地域や社会が協力して子どもを育てていけるよう取り組みます。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	保育環境の充実	多様なニーズに合うように、保育内容の見直しや親子同士の交流促進に取り組むとともに、保育所、保護者、保健師、心理士等が連携して子どもを支援する等、保育環境の充実を図ります。	子育て支援課	継続
2	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して子どもを預かる事業を実施します。	子育て支援課	継続
3	乳児保育事業	生後3か月～の乳児の保育を実施します。	子育て支援課	継続
4	病児保育事業 (体調不良児対応型)	児童が通常保育中に微熱を出す等、体調不良になった場合において、保護者が迎えに来るまでの間保育所で緊急的な対応を行う事業を実施します。	子育て支援課	継続
5	一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園及び認定こども園(1号認定)の在園児を対象として、教育標準時間の開始前や終了後及び夏休み等の長期休業期間中に子どもを預かる事業を実施します。	子育て支援課	継続
6	放課後児童会	昼間に保護者が家庭にいない小学校児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ります。	子育て支援課	継続
7	途中入所支援事業	産前産後の保育所への入所や産後の職場復帰、求職活動のための途中入所の充実を図ります。	子育て支援課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
8	子育て短期支援事業	保護者の疾病やレスパイト等の理由により、家庭内で児童を養育するのが困難となった場合や経済的な理由で緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一定期間養育やその支援を行います。	子育て支援課	拡充
9	男女共同参画社会の形成	性別による固定的な役割分担意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、子育てする意識の啓発を図ります。	住民人権課	継続
10	あらゆる職場における男女平等に向けた条件整備	性別により差別されることなく、安心・納得して働き続けられる公正な待遇の確保対策を推進し、男女雇用機会均等法に基づき公正な待遇が確保されるよう、事業主に対し法制度の周知徹底を図ります。	住民人権課 観光産業課	継続
11	多様な就業形態における条件整備	パートタイム労働者の均衡待遇に向けた確保対策を推進し、パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善を図り、通常の労働者との均衡のとれた待遇を確保するため、パートタイム労働法について事業主等に対して周知徹底を図ります。	観光産業課	継続
12	ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方の見直しを進め、家事や育児を行えるよう住民や企業に対して、育児休業の普及・啓発を行い、取得を促進することで、仕事と生活の調和を実現できるように取り組みます。	観光産業課	継続
13	子育て休業後の親の再就職支援	太子町地域就労支援センターによる就労支援を実施します。就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施するとともに、求職者のニーズを把握した上で企業とのマッチングがうまくいくよう、ハローワーク等と広域的な連携を図りながら再就職を支援します。	観光産業課	継続
14	再掲 子育て応援イベント	父親の育児参加を促進し、母親の孤立化防止や育児支援を図ることを目的として、親子一緒に参加できるイベントを行います。	子育て支援課	継続

基本目標2 地域全体での子育て支援の推進

施策の方向(1)子育て支援のネットワークづくり

地域において保護者の孤立や育児に関する不安の軽減を図るため、子育て支援に関する情報提供や地域の子育て支援に携わる人々、保護者同士の交流機会の創出等に取り組みます。また、子育て支援地域ネットワーク会議等の機会を活用して、地域で子育て支援に携わる多様な主体の連携強化や情報共有等を図り、地域の子育て支援のネットワークづくりを推進します。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	子育てサービスに関する情報提供	子育てに関するサービス等の情報を、子育てガイドマップやホームページ、SNS、広報等を活用して情報提供を行います。	子育て支援課	拡充
2	再掲 プレママ・パパ教室	出産、子育てに関わる知識や情報を提供し、母親の妊娠期からの友達づくりや父親の育児参加の促進を図ります。	いきいき健康課	継続
3	子育てボランティアの育成	子育てボランティアを育成し、子育て支援事業を実施します。	子育て支援課	拡充
4	再掲 ファーストベビー講座	第1子(生後2～6か月)を育てる母親を対象に、仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を目的として講座を実施します。 ※今後、状況に応じて第1子以外の参加の検討も行っています。	いきいき健康課	継続
5	再掲 赤ちゃん会ぶらす	1歳6か月未満の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談、育児講座等を行い、交流の場を提供します。	いきいき健康課	継続
6	生涯学習センター等の有効活用	地域住民の交流の場としての活用を促進します。また、小学生や親子を対象とした講座を開催し、子ども達の創造力を育みます。	生涯学習課	継続
7	子育てボランティアの養成・活動	妊娠期から保護者の子育てにおける悩みや育児不安、孤立感等を取り除き、安心して子育てができるように、地域の中で気軽に何でも相談できる子育てボランティアの養成に努めます。	子育て支援課	継続
8	民生委員児童委員・主任児童委員活動	児童の健全な育成を図るため、民生委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者の連携を推進します。また、必要な情報収集・提供を行いながら、地域における身近な相談者としての認知度を高めるため、活動しやすい環境整備と支援を行います。	福祉介護課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
9	子育て支援 地域ネットワーク会議	保育園・幼稚園・小中学校や子育て支援課等、子どもに関わる関係機関が集まり、情報共有と課題の解決に向けた取組を行います。	子育て支援課	継続

施策の方向(2)地域の子育て相談・支援体制の推進

子どもと保護者が気軽に参加できるイベント等、遊びや交流の場を提供するとともに、そうした多様な機会を活用した相談・情報提供機会の創出等、相談支援及び情報提供体制の強化を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	再掲 こども家庭センター (子育て世代包括支援センター)	「こども家庭センター」を中心に、保護者の妊娠期から子どもが18歳になるまで切れ目のない支援を行います。	子育て支援課 いきいき健康課 教育総務課	拡充
2	再掲 こんぺいとう広場	未就園児とその保護者を対象に、園庭開放を実施します。	子育て支援課	継続
3	再掲 おひさま広場	未就園児とその保護者を対象に、自由に遊べる場を提供し、子育て相談や親子で楽しめるイベントを行います。	子育て支援課	継続
4	再掲 すこやかホール開放	就学前の子どもと保護者を対象に、身体計測や相談を行い、自由にかつ気軽に利用できる交流の場を提供します。	子育て支援課	継続
5	再掲 地域子育て支援センター 事業ひなたぼっこ	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談や子育てサークル等への支援、遊びの教室、子育ての情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に向けた育児支援を行います。	子育て支援課	継続
6	子育てボランティアの活動	子育てボランティアが町の母子・子育て事業に積極的に参加し、子育てイベント等で子どもの遊びを提供する活動を行います。	子育て支援課	拡充
7	「健康のために」の 全戸配布	保健センターの各事業を一覧にまとめた「健康のために」を全戸配布します。今後、LINEやホームページ等の電子媒体を利用した情報提供も検討していきます。	いきいき健康課	継続

施策の方向(3)子どもの安全の確保

子どもが地域で安全に安心して暮らせるよう、警察や地域、保護者と連携して地域ぐるみで子どもを見守るとともに、交通安全や防犯対策等の充実を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	違法駐車をなくすための推進	町広報紙や防災行政無線にて違法駐車をしないよう啓発を行うとともに、警察と連携し違法駐車対策に努めます。	自治防災課	継続
2	子どもの見守り活動	「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと、地域コミュニティの醸成に努め、子どもの安心・安全の向上を図ります。	自治防災課	継続
3	PTA活動	登校時における交通安全の誘導・見守りを行います。 新入学児童を対象に防犯ブザーを配布します。 子ども110番運動として協力家庭にタペストリーを配布し、子ども達が登下校時等に不審者に会う等、危険を感じた時に助けを求める緊急避難場所を確保するとともに犯罪抑止に努めます。	教育総務課	継続
4	交通安全講習会	歩く時の注意等、実技を通じて道路に潜む危険性等について学ぶため、警察と連携し、交通安全教室を実施します。	自治防災課	継続
5	防犯教室	犯罪に巻き込まれないように、防犯について学ぶため、警察と連携し、防犯教室を実施します。	自治防災課	継続
6	防災対策	「自分の命は自分で守る」という観点に立ち、災害から身を守る行動について、町防災訓練や地域における各種訓練での啓発を推進するとともに、防災教育の充実に努めます。	自治防災課	拡充

基本目標3 すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

施策の方向(1)ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談体制や就労支援等の充実を図るとともに、支援につながる各種制度等の周知及び利用促進に努めます。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の自立に必要な情報を提供するとともに、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課	継続
2	ひとり親家庭のための就労相談の充実	ひとり親家庭の父親・母親の自立のために就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施するとともに、求職者のニーズを把握した上で企業とのマッチングがうまくいくよう、ハローワーク等と広域的な連携を図りながら就労を支援します。	観光産業課	継続
3	児童扶養手当	ひとり親家庭の父母、又は父母にかわって児童を養育している人に、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されます。なお、令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。	子育て支援課	継続
4	ひとり親家庭医療費助成制度	医療保険に加入している18歳の誕生日以降最初の3月31日までの児童及びその子を監護するひとり親(父又は母、その子を養育する養育者)に「ひとり親家庭医療証」を交付し、医療費を助成(医療保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成)することで、経済的・精神的な負担の軽減を図ります。	保険医療課	継続
5	母子・寡婦福祉貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付の制度の周知に努めます。	子育て支援課	継続

施策の方向(2)障がいのある子どもの施策の充実

支援を必要とする子どもとその家族への相談支援や情報提供の充実を図ります。また、経済的な支援による負担軽減や地域における交流活動及び文化・スポーツ活動等を推進するとともに、医療機関等と連携した療育等の充実を図ります。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	障がい児保育事業	障がいのある子どもの地域生活を支援するため、障がいのない子どもとともに集団生活をする中で、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。	子育て支援課	継続
2	南河内圏域障がい児(者)歯科診療事業	心身等に障がいがあり、地域の歯科診療所において診療が困難な方への歯科診療・口腔衛生指導等を行います。	いきいき健康課	継続
3	重度障がい者医療費助成制度	医療保険に加入している者で、身体障害者手帳1・2級、又は療育手帳A、又は精神障害者保健福祉手帳1級、又は療育手帳B1と身体障害者手帳(3～6級)の両方を所持しているか、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(又は特別児童扶養手当)1級に該当している、所得が制限内の人に「重度障がい者医療証」を交付し、医療費を助成(医療保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成)することで、対象者やその家族の身体的・経済的・精神的な負担の軽減を図ります。	保険医療課	継続
4	育成医療給付	身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするため手術等の治療を受けることによって確実な治療効果が期待できるものを対象として、医療費を助成します。	福祉介護課	継続
5	特別児童扶養手当	20歳未満の政令で規定する障がいの程度にある児童を監護している父母、又は父母にかわって児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て支援課	継続
6	障がい児福祉手当	20歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障がい児(者)に対して手当を支給します。	福祉介護課	継続
7	太子町心身障がい者児童・生徒教育給付金	特別支援学校の小中学部及び町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
8	障がい者施設と地域の交流活動	障がい者施設が地域に開かれた存在となるよう、障がい者(児)や地域住民との交流、社会福祉協議会主催のふれあいイベント等の実施や参加促進に努め、障がい者理解やノーマライゼーションを推進します。	福祉介護課	継続
9	障がい児相談支援事業	障がい児及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	子育て支援課	継続
10	障がい福祉サービス基盤の充実及び、相談体制の整備	相談支援事業を指定相談事業所に委託し、24時間相談ができる体制を整備し、障がい者(児)の相談に対応します。	福祉介護課	継続
11	スポーツ・レクリエーション活動への参加支援	ボランティアの協力によりスポーツ・レクリエーション活動への参加支援を行います。	福祉介護課	継続
12	障がい者ふれあいスポーツ大会	障がい者ふれあいスポーツ大会等、障がい者(児)が参加できる事業を開催します。	福祉介護課	継続
13	身近な地域におけるリハビリテーションシステムの構築	身近な地域におけるリハビリテーションシステムを構築するため、保健所、市町村、医療機関、介護・福祉施設等との連携を図ります。また、リハビリテーションを中心とする医療・介護等に関する相談、必要な連携・調整を行います。	福祉介護課	継続
14	ポニー教室	発達支援の必要な子どもに対して、少人数制グループによる療育教室を実施します。	子育て支援課	継続
15	クローバー教室	学習や行動面でのつまずきや気がかりに対して少人数制の発達支援プログラムを行います。	子育て支援課	継続
16	発達障がい巡回相談事業	町内各学校園や保護者に対し、支援が必要な子どもの対応について、臨床心理士等の相談員が専門的な助言を行います。	子育て支援課	継続
17	個別支援プログラム	就学前の子どもや小学生の生活及び行動面でのつまずきや気がかりに対して、発達支援プログラムを提供します。	子育て支援課	継続
18	通所支援・療育	児童発達支援施設・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援について利用が必要な児には通所受給者証を発行します。	子育て支援課	継続
19	サポートブックの配布	発達支援の必要な子ども達が、ライフステージが変わっても切れ目のない支援を受けられるよう、サポートブックを配布します。	子育て支援課	拡充
20	障がい児の保護者支援	障がい児の保護者を対象に、研修会の開催や情報提供を行い、保護者の孤立化予防や負担軽減を図ります。	子育て支援課	拡充

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
21	医療的ケア児等 コーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児等への支援を行います。	子育て支援課	継続

施策の方向(3)子どもの人権と権利擁護の推進

子どもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子どもの今とこれからの最善の利益が図られるよう、人権意識の啓発や人権教育、人権に関する相談支援等の充実に努めるとともに、子どもが自らのことについて意見を形成し、表明することや社会に参画することへの支援を検討します。

また、学校における児童・生徒や保護者の抱える問題の早期発見・早期対応を目指し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用していきます。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	学習支援	子育て連携支援員を配置し、子ども及びその家庭の生活支援を行い、学習ができる環境を整える等の支援を行うとともに、対象児童に対し、学校の勉強や進学に向けた準備、卒業後の進路・就労に向けた支援等を含め、学習面での支援を実施します。	子育て支援課	継続
2	就学援助	経済的な理由で小中学校の教育費支出が困難な家庭に対し、学用品等の援助をします。	教育総務課	継続
3	人権啓発推進大会・講演会	子どもの人権を含め「誰でも、自由に、平等に」対話することを前提として、すべての人の権利が尊重されるよう啓発に努め、人権問題の根本的解決を目指して「人と人との互いに尊重し、受け入れるまちづくり」を進めることを目的として実施します。	住民人権課	継続
4	人権相談	差別的言動、インターネット上の人権侵害、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、DV、いじめ等に関する様々な問題についての相談を実施します。また、人権相談員の養成に努めます。	住民人権課	拡充
5	不登校に対する相談 及び支援体制の整備	不登校の未然防止及び不登校児童・生徒の学校復帰を目指し、家庭、小中学校、児童生徒支援教室、町教育委員会等が連携して一人ひとりの状況に応じた対応を行います。特に小学校段階で不登校の兆しのある児童への指導強化を図ります。また、児童生徒支援教室「和みルーム」による不登校生の支援を行います。	教育総務課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
6	児童生徒支援・教育相談事業	児童生徒支援教室の運営や教育相談をもとに、問題のある児童・生徒に対する相談・支援を行い、問題行動の早期発見及び未然防止を図ります。	教育総務課	継続
7	スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーの小中学校への配置・派遣により、問題行動の早期発見及び未然防止を図るとともに、スクールカウンセラーによる研修等を通じた教職員のアセスメント力の向上を図ります。	教育総務課	継続
8	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、児童・生徒が抱える教育課題に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用した支援等、多様な支援方法を用いて課題解決に努めます。 また、児童・生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたること等から、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置し、連携して子どもの支援サイクルの充実を図ります。	教育総務課	継続
9	いじめ等学校問題支援チーム事業	いじめ等生徒指導上の問題等、学校だけでは解決が困難な教育課題に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者等の外部有識者からなる「学校支援チーム」と連携し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行います。	教育総務課	継続

施策の方向(4)子どもへの虐待防止対策の強化

児童虐待は子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではないということを踏まえ、関係機関等と連携した児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化を図るとともに、保護者の不安・ストレスの軽減や児童虐待に関する周知・啓発等に取り組みます。

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
1	要保護児童対策 地域協議会	児童虐待等の要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の問題に対し、地域の各関係機関及び団体が連携を密にし、児童虐待等の予防、早期発見から要保護児童等とその家族への支援にいたるまで、有機的な連携に基づいた支援方策、支援システムを検討し虐待の予防等を推進します。	子育て支援課	継続
2	児童虐待防止対策 組織体制の充実	児童虐待防止対策として、専門的知識を有するケースワーカー等の配置を行い、さらに高度な専門性をもったスーパーバイザー(専門的助言者)からの援助を受けられるようにし、児童虐待の防止対策におけるスーパーバイズ体制と権利擁護機能の強化を図ります。	子育て支援課	継続
3	児童虐待に関する意識の 普及・啓発	広報及びホームページを通じてのPRや啓発パンフレットの配布により、児童虐待防止意識の普及・啓発を図ります。	子育て支援課	継続
4	里親制度の推進	里親制度を推進するため、広報・啓発活動に努めます。	子育て支援課	継続
5	再掲 産後あんしんケア さぽーと (産後ケア事業)	医療機関において、育児不安の高い生後4か月未満の赤ちゃん和妈妈の心身のケアが受けられます。(日帰り型・宿泊型:有料) 今後、生後1歳未満までの対象の拡充や訪問型の実施の検討を行っていきます。	いきいき健康課	拡充
6	再掲 ファーストベビー講座	第1子(生後2～6か月)を育てる母親を対象に、仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を目的として講座を実施します。 ※今後、状況に応じて第1子以外の参加の検討も行っていきます。	いきいき健康課	継続
7	再掲 こころほぐしの会	マタニティブルーや産後うつを抱える妊産婦、また、育児不安や子育ての悩みについて臨床心理士による面談を行い、保護者の心の健康をサポートします。	いきいき健康課	継続

No.	事業名	取組内容	担当課	方向
8	再掲 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	乳児家庭全世帯を対象として保健師・助産師が訪問を実施します。	いきいき健康課	継続
9	再掲 子育て応援プログラム 「ふわり」	子育て中の保護者を対象に、子育てのイライラの解消を目的とした、気軽に参加できるプログラムを提供します。	子育て支援課	拡充
10	再掲 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して継続的に訪問し、専門職による助言等の支援を行います。	子育て支援課 いきいき健康課	継続
11	再掲 子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家事・子育て等に悩みを抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の必要な支援を行います。	子育て支援課 いきいき健康課	新規
12	再掲 子育て短期支援事業	保護者の疾病やレスパイト等の理由により、家庭内で児童を養育するのが困難となった場合や経済的な理由で緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で一定期間養育やその支援を行います。	子育て支援課	拡充

第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

1. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する基本的な考え方

こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困を解消するとともに将来の貧困も防ぎ、貧困により子どもがその権利利益を害されることがない社会の実現を目指しています。

そのため、子ども及びその家族に対して教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に取り組むことや、貧困の状況にある親の妊娠・出産時から子どもが大人になるまで切れ目なく支援を行うこと、貧困がその家族の責任に係る問題だけでなく社会的な要因があることへの国民の理解を深めること等が必要とされます。

また、国や府、町だけでなく、関係する機関等も含めて、それぞれの密接な連携の下に、総合的な取組として実施されることも重要とされています。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律や大綱、こども大綱の基本的な考え方を踏まえ、本町においても子どもとその保護者に対して、実態に応じた切れ目のない適切な支援を行い、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進していきます。

2. こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組

2-1. 教育の支援

すべての子どもが家庭の経済状況に関わらず質の高い教育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生や大学生等への修学支援等を切れ目なく行います。また、学校やスクールソーシャルワーカー、地域の関係団体等と連携して、苦しい状況にある子どもを早期に把握して支援につなげる体制の構築を目指します。

No.	事業名	取組内容	担当課
1	再掲 就学相談・教育相談	子どもの発達や不登校・学習・進路・家庭や学校での生活に関すること等、子どもやその家族の悩みを相談できる体制の充実に努めます。	教育総務課
2	再掲 就学援助	経済的な理由で小中学校の教育費支出が困難な家庭に対し、学用品等の援助をします。	教育総務課
3	再掲 スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーの小中学校への配置・派遣により、問題行動の早期発見及び未然防止を図るとともに、スクールカウンセラーによる研修等を通じた教職員のアセスメント力の向上を図ります。	教育総務課

No.	事業名	取組内容	担当課
4	再掲 スクールソーシャル ワーカー活用事業	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、児童・生徒が抱える教育課題に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用した支援等、多様な支援方法を用いて課題解決に努めます。 また、児童・生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたること等から、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置し、連携して子どもの支援サイクルの充実を図ります。	教育総務課

2-2. 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子ども達が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり等、生活の安定に資するための支援を行います。また、こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、多様な主体との連携・協働による社会の理解促進に努めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
1	再掲 こども家庭センター (子育て世代包括支援センター)	「こども家庭センター」を中心に、保護者の妊娠期から子どもが18歳になるまで切れ目のない支援を行います。	子育て支援課 いきいき健康課 教育総務課
2	再掲 幼稚園・保育所・小学校 の連携	保育・教育について共通理解が得られるように、保育所と幼稚園、幼稚園と小学校との交流の充実を図ります。	教育総務課
3	再掲 子どもの見守り活動	「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと、地域コミュニティの醸成に努め、子どもの安心・安全の向上を図ります。	自治防災課
4	再掲 ひとり親家庭に 対する相談体制の充実	ひとり親家庭の自立に必要な情報を提供するとともに、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課
5	再掲 学習支援	子育て連携支援員を配置し、子ども及びその家庭の生活支援を行い、学習ができる環境を整える等の支援を行うとともに、対象児童に対し、学校の勉強や進学に向けた準備、卒業後の進路・就労に向けた支援等を含め、学習面での支援を実施します。	子育て支援課
6	居場所づくり	こども達の居場所として生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関につながります。	子育て支援課

2-3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者が安定的な経済基盤を確保できるよう、ハローワーク等と広域的な連携を図りつつ、就労及び職業生活の安定と向上のための支援に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現やひとり親家庭を含めた生活が困難な状態にある家庭に対する就労支援にも取り組みます。

No.	事業名	取組内容	担当課
1	再掲 あらゆる職場における男女平等に向けた条件整備	性別により差別されることなく、安心・納得して働き続けられる公正な待遇の確保対策を推進し、男女雇用機会均等法に基づき公正な待遇が確保されるよう、事業主に対し法制度の周知徹底を図ります。	住民人権課 観光産業課
2	再掲 多様な就業形態における条件整備	パートタイム労働者の均衡待遇に向けた確保対策を推進し、パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善を図り、通常の労働者との均衡のとれた待遇を確保するため、パートタイム労働法について事業主等に対して周知徹底を図ります。	観光産業課
3	再掲 ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方の見直しを進め、家事や育児を行えるよう住民や企業に対して、育児休業の普及・啓発を行い、取得を促進することで、仕事と生活の調和を実現できるように取り組みます。	観光産業課
4	再掲 子育て休業後の親の再就職支援	太子町地域就労支援センターによる就労支援を実施します。就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施するとともに、求職者のニーズを把握した上で企業とのマッチングがうまくいくよう、ハローワーク等と広域的な連携を図りながら再就職を支援します。	観光産業課
5	再掲 ひとり親家庭のための就労相談の充実	ひとり親家庭の父親・母親の自立のために就労相談や職業能力開発講座、求人・求職情報フェア等を実施するとともに、求職者のニーズを把握した上で企業とのマッチングがうまくいくよう、ハローワーク等と広域的な連携を図りながら就労を支援します。	観光産業課

2-4. 経済的支援

子育て家庭が安定した生活を送れるよう、多様な給付や手当等の軽減策及び様々な支援制度等の周知の強化を図るとともに、それらの支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高め、必要とされる支援の利用促進に努めます。

No.	事業名	取組内容	担当課
1	再掲 多子世帯等保育料補助事業	0～2歳児の保育料について、世帯の所得及び子どもの年齢による制限を設けずに、第2子以降は無償とします。ひとり親、障がい児(者)のいる世帯に対しても国の基準を拡大して保育料を補助します。	子育て支援課
2	再掲 副食費補助事業	教育・保育施設を利用する3～5歳児の副食費自己負担分について、月4,800円を上限に補助を行います。	子育て支援課
3	再掲 入学祝品贈呈事業	小中学入学時に祝い品を贈呈します。	教育総務課
4	再掲 妊婦のための支援給付交付金事業	妊婦とそのお子さんに対し、出産育児用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため経済的支援を行います。	いきいき健康課
5	再掲 児童扶養手当	ひとり親家庭の父母、又は父母にかわって児童を養育している人に、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されます。なお、令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。	子育て支援課
6	再掲 母子・寡婦福祉貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付の制度の周知に努めます。	子育て支援課
7	再掲 子ども医療費助成制度	医療保険に加入している0歳(誕生日)から高校卒業(18歳の誕生日以降最初の3月31日)までの子どもに「子ども医療証」を交付し、医療費を助成します。(医療保険適用の医療費の自己負担額の一部と食事療養費の自己負担額の全額を助成)	保険医療課

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

1. 多様な主体との連携・協働

子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援や健やかな成長を、地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、町民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や大阪府、近隣市町村との連携強化を図るとともに、地域や子育て支援に携わる事業者、関係機関等との連携・協働体制の充実を図ります。

また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、子育て支援に限らず、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。

2. 計画の周知

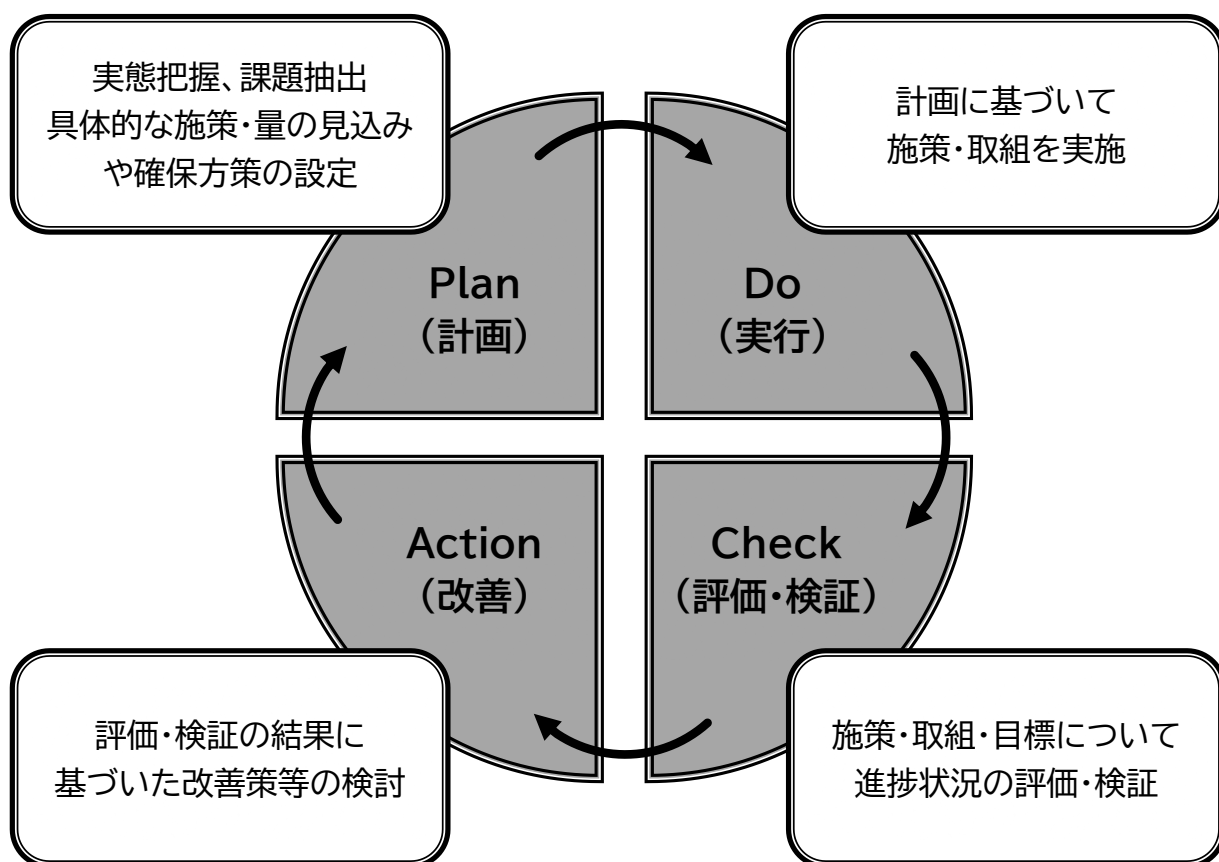
本計画をより実効性の高いものとしていくためには、社会全体で子どもを育てるという意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。

そのため、町民や地域を始め、子育て支援に関わる様々な主体に向けて、子育て支援に対する考え方や本計画の目指す方向性等について、町広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。また、町の子育て支援サービスを活用することで子育ての負担軽減等につながるよう、利用者視点での情報発信・提供に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

本計画では、庁内の関係各課を中心として計画の具体的な取組の進捗状況について把握し、学識経験者や保護者、保健・福祉・医療・教育・保育の関係者等で構成される「太子町子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて確保方策等の改善・調整等を行います。



資料編



1. 太子町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、太子町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、委員は町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(召集の特例)

3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年太子町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	7,000 円
-------------	----	---------

附 則（令和5年9月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 太子町子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太子町子ども・子育て会議条例(平成25年太子町条例第21号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、太子町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(部会)

第3条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会において調査審議を行った事項について、子ども・子育て会議に報告しなければならない。
- 5 条例第5条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月30日規則第35号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

3. 太子町子ども・子育て会議委員名簿

■令和5年度～6年度 太子町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職名	備考
河野 清志	学識経験者（大阪大谷大学教育学部 准教授）	会長
朝山 加寿子	町立幼稚園保護者（町立幼稚園）	
小島 桃子	私立幼稚園保護者（やわらぎ幼稚園）	
長野 千秋	私立保育園保護者（やわらぎ保育園）	
田辺 悠	小学校保護者（磯長小学校）	
地村 沙耶花	放課後児童会保護者（山田放課後児童会）	
金谷 真由美	町立幼稚園（町立幼稚園教頭）	
森 義昌	私立幼稚園（やわらぎ幼稚園理事長）	副会長
松井 秀樹	私立保育園（松の木保育園園長）	
西野 直美	中学校（町立中学校校長）	
立石 友紀	民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	
立石 賀則	太子町社会福祉協議会（局長）	

※敬称略・順不同

※令和7年●月現在

4. 計画策定の経過

開催日		審議内容等
令和6年	1月23日	令和5年度 第1回太子町子ども・子育て会議 ・第2期太子町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期太子町子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査票（案）について
	2～3月	第3期太子町子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の実施
	4月8日	令和6年度 第1回太子町子ども・子育て会議（書面開催） ・第3期太子町子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査結果（速報値）について
	6月25日	令和6年度 第2回太子町子ども・子育て会議 ・第3期太子町子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査結果報告書について ・太子町の概況について
	10月4日	令和6年度 第3回太子町子ども・子育て会議 ・第3期太子町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
	11月22日	令和6年度 第4回太子町子ども・子育て会議 ・第3期太子町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年	1月6日～ 2月5日	パブリックコメントの実施
	2月25日	令和6年度 第5回太子町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・第3期太子町子ども・子育て支援事業計画（案）について

第3期太子町子ども・子育て支援事業計画

発行日:令和7年●月

発行:大阪府太子町

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL:0721-98-0300(代表)